

官報

号外 平成三年九月三十日

○第百二十一回 参議院會議録第八号

平成三年九月三十日(月曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成三年九月三十日

午前十時開議

第一 借地借家法案(第百二十回国会内閣提出)

第百二十一回国会衆議院送付)

第二 民事調停法の一部を改正する法律案(第

百二十四回国会内閣提出、第百二十一回国会衆

議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、裁判官訴訟追委員辞任の件

一、裁判官訴訟追委員の選挙

一、証券取引法及び外国証券業者に関する法律

の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下、議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

平成三年九月三十日 参議院會議録第八号

裁判官訴訟追委員辞任の件 裁判官訴訟追委員の選挙 議事日程追加の件 証券取引法及び外国証券業者に関する法律案(趣旨説明)

この際、お諮りいたします。
後藤正夫君から裁判官訴訟追委員を辞任いたした
ことの申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(土屋義彦君) つきましては、この際、裁
判官訴訟追委員一名の選挙を行います。

○斎藤哲男君 裁判官訴訟追委員の選挙は、その手
続を省略し、議長において指名することの動議を
提出いたします。

○小川仁一君 私は、ただいまの斎藤君の動議に
賛成いたします。

○議長(土屋義彦君) 斎藤君の動議に御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官訴訟追委員に前田勲男君

を指名いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、
証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一
部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明
を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。橋
本大蔵大臣。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となり
ました証券取引法及び外国証券業者に関する法律
の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げ
ます。

今回の証券会社による大口法人顧客等に対する
損失補てんは、免許会社としての規範に著しく反
するものであり、こうした行為により一般の投資
者の証券市場に対する信頼が大きく損なわれまし
た。

本法律案は、市場の公正性と健全性に対する投
資者の信頼を確保するため、有価証券の売買等に
よって生じた損失の証券会社による損失保証、損
失補てんを禁止する等の措置を講ずるものであり
ます。

以下、その大要を申し上げます。
第一に、損失保証、損失補てん等を禁止するこ
とをいたしております。これは、証券会社による

損失保証、損失補てん等を禁止するとともに、顧
客が証券会社の損失保証、損失補てん等を要求す
る行為を禁止し、それらの違反に対しては、刑事
罰を適用することとするものであります。

第二に、取引一任勘定取引を禁止することとい
たしております。取引一任勘定取引は、今回問題
となりました損失補てん等の温床となりやすいこ
とから、これを禁止することとし、その違反は行
政処分の対象とすることとしたしております。

以上の改正点につきましては、証券取引法のみ
ならず、外国証券業者に関する法律についても同
様の改正を行うこととしたしております。

以上、証券取引法及び外国証券業者に関する法
律の一部を改正する法律案につきまして、その趣
旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。北村哲男君。

〔北村哲男君登壇、拍手〕

○北村哲男君 私は、日本社会党・護憲共同を代
表して、ただいま議題となりました証券取引法及
び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法
律案について、総理並びに関係大臣に質問を行う
ものであります。

今回の損失補てん、暴力団との取引などの証券
不祥事、そしてまた預金証書偽造を中心とした金
融不祥事は、国内だけでなく、国際的にも日本の

金融資本市場に対する強い不信感を招いた一大スキャンダル事件と言ふべきものであります。殊に、証券会社の大口顧客に対する損失補てんは、証券業界の一部で偶発的に行われたものではなく、慣行として大々的に、かつ広範に行われ、まさにこれが我が国証券市場の構造的資質となつてゐるのではないかと印象すら国民に与えました。すなわち、大口顧客との取引維持のためには、大蔵省連中は無視して損失補てんを優先させるという行動が堂々と行われていたのであります。これら広範かつ組織的な損失補てんは、一般投資家の証券取引についての公平感を著しく傷つけ、証券市場の公正性についての信頼を根本から損なう原因となつたのであります。

証券取引法第一条には、国民経済の適切な運営と投資家の保護のために、有価証券の取引を公正なものとし、流通を円滑ならしめることを目的とすることが明記されております。そしてまた、証券取引においては、みずからがリスクを負うという自己責任原則が貫徹されてこそ証券市場が成り立ち得るといふのは自明の理であります。しかるに、一般の大口投資家のみに自己責任原則を押しつけ、特定の大口顧客に対しては不正な損失補てんという手段で過剰な保護を行い、その結果、資本市場からの資金調達もままならず、国民経済の運営にも多大なる支障を来すなど、証券法の基本的な目的に違反してゐると言わざるを得ません。また、巨額な損失補てんが大蔵省内部の証券監

視機関によつて明らかにされず税務当局の指摘によつて発覚したことは、証券会社の倫理観の欠如のみならず、それを指導、監督する大蔵省の証券行政について不信感を招き、証券取引の規制機関のあり方について根本から問い直すことが求められてゐるのであります。

そしてまた、九月二十四日には、既に公表されている補てんリストに加えて、九一年三学期の四大証券による巨額の損失補てんの実態が再び明らかになりました。これは、明確な補てん禁止の通達の後の補てんであります。

このように、損失補てんについてはまだ真相究明の途上であり、事態の根源に迫り、病根を公正に分析しない限り、効果的な対応策も考えられません。

総理、これをもつて免許制のもとでの証券行政が行われてゐるのだと言へるのでしょうか。引き続き今回の証券スキャンダルの徹底究明をする決意のほどをお聞かせください。

国会におきましても、証人喚問等が行われ、証券不祥事の全容解明の努力が払われてまいりましたが、証人が情報を公開しようとはせず、かたくなな態度等によつて依然その実態が明らかにされておられません。この証人の責任回避的な発言は、我々国会議員のみならず、国民にも不信の念を一層募らせ、怒りを招く結果となつたのであります。証人の再喚問、あるいは損失補てんを実際に行った実務担当者レベルの喚問と全容解明に向け

た努力がさらに続けられるべきであります。政府としても、このような状況のもとで、臨時行政改革推進委員会への諮問を行い、証券取引法改正案を提出されたと理解いたします。しかし、この行革審答申、改正法案について疑問なしとするわけにはまいりません。

まず、行革審の答申に関して幾つかお伺いいたします。

去る九月十三日に出された「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」では、大蔵省の外局に新たに証券・金融検査委員会を設置し、証券、金融両市場の検査、監視に当たる、また、証券界の寡占体制を是正し、自由で公正な競争を促進するため、株式売買手数料の自由化、銀行と証券の相互乗り入れを促す金融制度改革の推進、証券業の免許基準の明確化及び中長期には免許制の是非を検討するなどの内容となつておりますが、今回出された答申を受けて総理はどのような対処されるのか、お伺いたします。

証券・金融検査委員会は、大蔵省の外局にあつて、大蔵省から完全に独立しておらず、将来的には大蔵省にのみ込まれる可能性が強いものであると強く不満の意を表明するものであります。委員会は、大蔵省から完全に切り離し、委員の任命権を総理にすべきであると考えますが、この点について総理の見解を伺います。

また、これに関連して、委員会の委員長及びこのもとに置かれる事務局長は、その影響力を考慮

して大蔵省関係者を起用しないとの方針を確立すべきであると考えますが、この点についてもあわせてお伺いたします。

さて、今回の監視・検査機関についての答申に当たっては、大蔵省の強力な根回しが行われ、実質的に大蔵省の主張がほぼ通る形になつたと聞いております。証券不祥事をめぐり大蔵省の責任は極めて重いにもかかわらず、その再発防止策の策定に当たつてもなお大蔵省自身の権限を守ろうとする姿勢は、国民にどのように映つたとお考えですか。今回の一連の不祥事に対する大蔵省の姿勢に、期待を裏切られた国民は多いのではないのでしょうか。これらの点と行革審の新しい検査・監視機関構想について大蔵大臣はどのように受けとめておられるのか、お伺いたします。

次に、答申で出された幾つかの点について、大蔵大臣にお聞きいたします。

まず、株式売買委託手数料の自由化についてであります。

現在、証券市場における売買の委託手数料は固定手数料体系となつております。米国や英国においては既に自由化がなされ、世界の潮流は自由化の方向にあると思われませんが、いかがでしょうか。ただし、その際でも自由化に当たっては小口投資家への影響等についても配慮を行う必要はあると思ひますが、大蔵省としての今後の対応策についてお聞かせ願ひます。

さらに、証券会社の免許制の是非について伺います。

答申においては、免許基準の見直し、あるいは免許制それ自体を見直すことが必要であるとの方向を打ち出しております。そもそも、証券会社の免許制は昭和四十年の証券取引法の改正において導入されたのであります。その導入時の目的は何であつたのか。それは、証券会社の経営の健全性の名のもとに証券会社の数を整理しようという意図が入っていたのではないのでしょうか。だからこそ、免許制導入後は全くと言ってよいほど新規参入を許さなかつたのであります。これは免許制の名をかりた保護行政と言わざるを得ません。保護をするから天下りが起き、天下るから癒着をするのであります。答申は、このような従来の大蔵行政を否定したものと考えます。証券会社の免許制の是正について、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

次に、証券取引法等の一部改正案について伺います。

改正案は、今回の証券会社による損失補てんの再発防止策として打ち出されたものであります。この内容を見ますと、再発防止策としての有効性に疑問を持たざるを得ません。

まず、損失補てんの定義についてであります。法案では、証券会社の顧客に対して損失補てんをする目的で、財産上の利益を提供することを申し込み、または約束すること、また実際に利益を提

供することと規定しておりますが、これでは罰則の対象となる行為の内容が極めて抽象的であり、合法行為と違法行為の限界が不明確であります。刑罰法規としては、より具体的かつ客観的事実を構成要件とすべきであります。

また、聞くところによれば、具体的な基準は日本証券業協会と証券取引所が定める自主ルールにゆだねられることとあります。これは事実でしょうか。もしそうであるとするならば、これは大蔵省の責任放棄と言ふべきものであります。規制の対象となる業界側に作成をゆだねることで、果たして公正な基準ができるのでしょうか。業界団体が自分たちに都合の悪いルールをつくるはずがないと思われませんか。なぜ政令や省令ではなく業界団体の自主ルールにゆだねるのか、この点について大蔵大臣の明快な答弁を求めるとともに、このような形の刑罰法規は罪刑法定主義の原則にもとると考えますが、この点について法務大臣の答弁を求めます。

次に、損失補てんを受けた顧客に対する罰則適用についてであります。

法案では、顧客側は損失補てんを要求した場合にのみ罰せられるとなっておりますが、これは明らかに骨抜きであります。これでは、顧客は損失補てんを受けた事実を知っていても、要求しなければ罰せられません。また、相手の証券会社が罰せられた場合でも、顧客が要求していなければ利益は没収されません。今回の不祥事でも、顧客の

大多数が補てんの要求をしたことはないと言言しており、再発防止策として全く有効性を欠くと言わざるを得ません。大蔵省としては、当初、補てんと知りながら利益を受けた顧客を罰則の対象としていたようですが、なぜこのように後退してしまつたのでありましょうか。答弁を求めます。

次に、罰則の量刑についてであります。

罰則は、証券会社が一年以下の懲役または百万円以下の罰金、顧客が六月以下の懲役または五十万円以下の罰金となっております。これでは余りにも軽過ぎ、抑止効果に乏しいと考えます。罰則の強化をすべきと考えますが、大蔵大臣の見解を求めます。

以上、今回の改正案について項目を絞って質問してまいりましたが、これら指摘した点からのみ言つても、証券不祥事に対する再発防止策としての有効性に疑問を持つところでありました。また、国会で我々が政府に対し質疑を行つて明らかにしてきたさまざまな問題についての対策がなされておらず、さらなる証券取引法の改正を求めるものであります。

最後に、証券会社と暴力団との株取引について伺います。

証券会社と暴力団がかくも深い取引関係を持っていたにもかかわらず、今回何らの法的対策がとられておりません。暴力団が資金浄化などさまざまな目的で株式市場に入り込もうとしている今日、証券会社に対し道義的な理由から拒否させる

だけでは無理があると思われれます。何らかの法的措置があれば、堂々と拒否できるのであります。証券会社もこれら法的根拠を望んでいるのではないのでしょうか。大蔵大臣及び国家公安委員長の答弁を求めます。

以上、証券市場の公正性あるいは透明性を保持する観点から質問してまいりましたが、証券不祥事で怒り心頭に発しているのはまじめに働く国民であり、憂慮されるのは、企業の資金調達にかかわる国民経済の円滑な運営が阻害されているのではないかと感じるところであります。今後、大蔵当局は、自分の省益の擁護に心を砕くのではなくて、世界の金融・証券市場として揺るぎない地歩を占めるための証券・金融改革を行うべきだと考えますが、総理、大蔵大臣の所信を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
○国務大臣(海部俊樹君) 北村議員にお答えを申し上げます。

証券不祥事の徹底究明のための決意はどうかというところでございました。

私は、この不祥事件を厳しく受けとめ、真相の究明と再発の防止に全力を挙げて取り組んでまいりました。損失補てん等の問題の実態につきましても、証券会社から補てん先の企業名等が公表され、補てんの手法等についても、代表的な補てんの手法やその具体的な事例等について政府より御説明をいたしてきたところであります。また、真

相解明の一環として、大蔵省においては証券四社に対する特別検査を実施して、実態把握の状況について先づ国会に中間的な御報告をさせていたたいところでございます。本院においても、真相解明に向けて特別委員会が設置され、証人喚問を含めて精力的な御審議が行われてきたところでありますが、政府は問題の真相解明について今後とも努力をしてまいる所存であります。

また、答申と検査委員会のことについて御指摘がございましたが、私どもは、内外の信頼の確保と市場の透明性、公正性の向上に向けて取り組んでまいります。特に、行革審答申においては、証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、大蔵省に新たに行政部門から独立した八条委員会を設置し、そのもとに独自の事務局を置き、違法行為等に係る強制調査などを実施するものと提言をされておるところであります。同委員会は、両議院の同意により任命される複数の委員によって構成される合議制の機関であります。委員は独立して職権を行使することとされるなど、極めて独立性の高い機関となっております。

政府は、答申を最大限尊重して、今後の検査・監視体制の具体的なあり方の検討を進めてまいるところであります。

最後に、証券・金融改革に対する考え方についてお述べになりました。

政府といたしましても、今般明らかになった証券・金融業界の一連の不祥事の再発を防ぐと

もに証券市場に対する国民の信頼を回復するため、全力を挙げて取り組むと同時に、ここでお触れになりましたように、日本は今世界の三大市場の一つとしての責任も持っておるわけであり、その揺るぎない地位を自覚し、今回のような不祥事の再発防止と証券市場の透明性、公正性の向上に向けて、金融システムに対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでいかなければならないと決意をしております。〔拍手〕

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 北村議員にお答えを申し上げます。

まず最初に申し上げたいことは、今回のこの証券取引法の改正をもってこの問題の幕引きとするという御指摘をいただきました。そのとおりでありまして、いわば国民の目に見える再発防止へ向けての第一歩である、私はそのように考えております。今後、引き続きそれぞれの問題について対応策を講じ、国会で御審議をいただきますものは順次本院においても御審議をいただくことになると思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そこで、今総理からもお触れになりましたが、今回の行革審答申は、証券行政全般につきまして非常に厳しい御指摘、また提言がなされております。その中でも、特に検査・監視体制のあり方につきましては、大蔵省にとりまして大変厳しい内容のものであります。議員がよく内容を御承知

でありますように、この答申において提言をされております国家行政組織法第八条に基づく新たな検査・監視機関に対しましては、大蔵大臣の監査、検査の権限の、殊に強制調査権限については完全にこの委員会に委任をするわけであり、大臣はこれに直接権限を行使する余地は全く残っておりません。

また、通常の検査に対しましては、基本的なルールをこの委員会がチェックされるわけでありまして、これは私は、総理が触れましたような、委員の任命につき両院の同意が必要であること、また独立して職権を行使されること、また特定の除いて意に反して罷免されることがない、こうした内容等を考えますとき、極めて厳しい内容のものを受けとめております。

しかし、同時に、こうした答申をいただきました以上、私どもとしては、これを真剣に受けとめながら、この答申を最大限尊重するという基本的な考え方の中で、今後の見直しにつき広範な観点からの検討作業を進めてまいりたいと考えております。

また、株式委託手数料の自由化につきましては、御答申の趣旨に沿い、小口投資家への影響も十分に配慮しながら、資本市場の健全な発展を図る観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

また、免許制についての御意見がございました。

これは、議員が御承知のように、かつて登録制を採用しておりました我が国が、その登録制の中のさまざまな問題に対応するために、昭和四十三年以降免許制を採用してきたものであります。しかし、今回の行革審の答申におきまして、「免許基準をできる限り具体化、明確化する方向で見直しを図り、免許申請に係る審査についても透明性を向上させ、競争促進に資する新規参入の実現を図る必要がある。」「中長期的には、免許制の是非についても検討を行う必要がある。』とされたところであります。私どもはこの指摘を踏まえて、今後、免許基準をできるだけ具体化、明確化したことを検討し、新規参入の促進を図りたいと考えます。しかし、それでもなおかつ効果が出てこない、十分な効果が期待できないといったような時期になります。免許制の是非についても中長期の課題として検討を必要とするものと考えております。

また、定義の問題についてお触れになりました。本改正案におきましては、種々多様な行為類型をすべて網羅するということは現実的にも困難でありますし、法律に規定された行為類型の一部でも異なっていれば犯罪にならなくなってしまう、法律の抜け穴を利用した行為を容易に出現しやすくなる、そうした観点から、損失保証、損失補てんの禁止規定を包括的に定めました。このような観点から、証券会社につきましては、損失を

補てんするため財産上の利益の提供の申し込み、約束ないしは提供を行うことをもって損失保証、補てんと定義しており、このような構成要件はそれ自体としては明確であります、同様のものが他の立法例にも見受けられるところであります。

このたび自主規制団体に対しさらに整備するよう求めております自主ルールは、証券取引の円滑公正な運営という観点から証券業務として正当なものと考えられる典型的な行為を明示しようとするものであります、補てんの定義とは直接的にはかかわらないものと考えております。私どもは、この自主ルールというのは証券会社の行為が正当な業務行為と認められる態様で行われたか否かについての判断のガイドラインと考えておりますが、大蔵省としても、その内容を適切であるかどうかにつきましては、法務省とも御協議をさせていただきながら判断させていただくこととなります。

また、罰則の範囲についての御質問がございました。

証券会社の顧客につきましては、市場仲介者としての公正性に係る義務は負っておらないわけでありまして、市場の正常な価格形成機能の保持につきましては証券会社と同等の責任は有しております。このため、再発防止等の実効性を確保するという観点からは、要求して受け取るといった証券会社に違法行為を行うように求める行為を

とった場合刑事罰を科すことで必要かつ十分と判断した次第であります。

また、損失補てんについての証券会社への罰則の強化について御指摘がございました。

この点につきましては、私自身も実は同様の考え方を持っていました。しかし、法体系全体にかかわる問題でもあり、両罰規定における法人の罰金刑の上限と行為者の罰金刑の上限を切り離すことについて、現在行われております法制審議会の議論の方向を見定めるのが適当であるという法務省のお考えもありまして、大蔵省としては、今回の問題に対処し損失補てんの再発防止を図るという観点から、直接的かつ緊急の措置として、まず損失補てんなど、刑事罰による禁止を行うことに踏み切ったものであります。大蔵省といたしましては、法制審の御議論の結論を得次第、法人の罰金刑の引き上げにつきましての法案を提出させていただきたいと考えております。

また、再発防止について不十分であるという御指摘をいただきました。

私は、今回の証券法の御審議を願っておるわけですが、損失補てん、損失保証などの再発防止につきましては、このたびの改正法の施行によりましてその効果は必要かつ十分なものと考えております。しかしなお、行政全体の立場からまいりますと、通達の見直し作業を現在行っております。その通達の中から法律に移しかえるべきもの、これは次の証券取引法の中で御審議をお願い

いすることになろうと考えておりますし、また、今申し上げました法制審の御結論の出た後の罰金刑の引き上げといったことにつきましても今後御検討を願うことになろうかと考えております。

また、暴力団との取引についての御意見をちょうだいいたしました。

証券会社というものが、その業務の公正性にかんがみて、いやくも社会的批判を受けることがないように従来から厳しくしてきたつもりであります。今、今回暴力団との不明朗な取引が明らかになりましたことについては、私どもとして極めて厳密に受けとめる必要があると考えております。

ちょうど八月二十八日、警察庁から金融及び証券取引等における暴力団の介入排除につき各業界団体あての要請を行いたい旨御要請がございました。大蔵省といたしまして、こうした御要請の趣旨を踏まえ、八月二十八日付におきまして暴力団の介入排除について各事業団体あて指示をいたしました。今後、捜査当局による捜査の推移を注意深く見守りますとともに、今回の取り組みの効果も注視していく必要があると考えております。

いづれにいたしましても、今後、暴力団対策法を所管される当局から御助言をいただきながら、政府内部でよく検討し、どのような対応が可能であるかについて答えを求めてまいりたいと考えております。

最後に、証券・金融不祥事の再発を防止すること、そして市場が世界の中で通用するよう抜本的

な改革を行うべきであるという御指摘をいただきました。

私自身、今ここで繰り返すつもりはありませんけれども、今回の問題というものを整理して中々、幾つかの問題点を原因として既に院にも御報告を申し上げ、それぞれに対する解決の方向を申し上げております。今後ともに全力を挙げて努力してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣左藤恵君登壇、拍手〕
○国務大臣(左藤恵君) 北村議員にお答え申し上げます。

損失補てんの定義の具体的な基準を日本証券業協会、それから証券取引所が定めます自主ルールにゆだねるという形の刑罰法規は罪刑法定主義の原則にもとめるのではないかと、こういう御質問であったと思います。

今、大蔵大臣からも大蔵省の立場の御回答がございました。法務省といたしましては次のようにお答えを申し上げます。

今回の改正案においては、すべての行為類型を網羅すること、これが非常に困難であるというふうなことを考えまして、禁止される行為をできるだけ明らかにするという立場から禁止行為を規定するものであります。構成要件の明確性に欠けるといふふうには考えておりません。欠けるといふのではない、このように考えておるところでございます。

次に、証券取引法改正案の内容について幾つかの疑問点を提起し、大蔵大臣の答弁を求めます。

第一は、今回の改正案第五十条の二を見ても、損失補てんの定義が一向に明らかにされていないことです。年金福祉事業団への補てん方法として、野村証券が九〇年三月八日に国債それぞれ五百億円分の買い付け、売り付けを行い、四億円以上の補てんを行ったことが明らかになっていいます。しかし、大蔵省はこれを補てんと断定するのに対し、厚生省はいまだに通常取引であり補てんではないと主張しています。閣内不統一とさえ言えるこのような奇現象も、もとはといえば補てん

の定義が明確でないからであります。さらに、大蔵省は、補てんか否かの具体的基準、手口については挙げて日本証券業協会と証券取引所がつくる自主ルールにゆだねる態度をとっていますが、これは大蔵省の責任回避ではありませんか。

第二に、証券会社の場合、顧客に損失補てん等の申し込みを行っただけで処罰の対象となるのに、顧客の場合は、補てん等を要求し、それを約束させ、もしくは実行させることを処罰の対象とし、対象範囲をぐっと絞っています。一連の損失補てんを見ても、顧客みずからが要求したと認めた例は皆無に近い状況であり、実際上顧客に対しては罰則の適用が困難な法という批判があります。当初伝えられた原案では、補てんを知らながら利益供与を受ける場合も罰則の対象とされていましたが、最小限この程度まで適用範囲を広げるべきです。

第三に、罰則のうち、特に罰金の額が法人を対象としている部分は低過ぎることであります。東証と証券業協会は会員証券会社に対する罰金である過怠金の最高限度額を一億円に引き上げますが、これに比べ、改正案の証券会社百万円以下、顧客側五十万円以下はいかにも低過ぎます。個人と切り離し、法人の罰金を重くすべきです。

第四に、今回の改正案は、暴力団との証券取引の排除について何ら法的措置を講じていません。大証券が暴力団の株買い占めに協力し、関連子会社を通じて多額の融資を行うなど、地下人脈との浅

くないつながりが海外からも批判的的となつています。立法技術上の問題はあるにしても、この際、証券会社に暴力団との取引を拒否させる法的裏づけを与えることが必要だと思ひます。

さて、臨時行政改革推進審議会は、このほどまとめた「証券・金融の不正取引是正策に関する答申」の中で、新しい検査・監視機関について、大蔵省の附属機関として証券・金融検査委員会を新設することを提言しました。しかし、この委員会は、強制調査権と告発権を持つ行政処分権は持たない、委員の任命は大蔵大臣が行うなど、大蔵省から独立した公取委型という当初の構想から大きく後退をしています。

今回の証券不祥事は、証券市場の保護育成と監視機能と同じ行政機関が握ることから生じた官民の癒着構造に大きな原因があります。公明党は、この提言に賛成することはできません。公明党は、監視機構として、国家行政組織法第三条に基づき大蔵省から独立した日本版SECの創設を目指しています。政府は、野党の要求に耳を傾け、法案化に先立って国民的合意に向かって構想を練り直す熱意があるかどうか、総理の見解を求めます。

終わりに、証券・金融行政を統括する大蔵大臣の政治責任についてであります。

大蔵大臣は、この七月、不祥事の行政責任をとる形でみずからの処分を発表されましたが、その後証券不祥事は一層拡大し、金融機関でも架空

預金証書を担保とする不正な融資など大型の経済事件が続発しています。この深刻な事態を政治責任という物差しでどう判断されるか、大蔵大臣の真意を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣(海部俊樹君) 和田議員にお答えを申し上げます。

証券市場の不透明な証券行政を転換するため今何が緊急に必要と思っておるかというお尋ねでございましたが、政府は、今般明らかなりなりました証券業界の一連の不祥事の再発を防ぐとともに、国民の信頼を回復するために全力を挙げて取り組む決意であり、そのために直接的かつ緊急な措置と考へて損失補てんの禁止を含む証券取引法の改正法案を国会に提出し、御審議をお願いしておるところであります。

さらに、先般、「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が行革審において取りまとめられ、改革のための諸方策が示されたところであり、この答申を最大限尊重し、今回のような不祥事の再発防止と証券市場の透明性、公正性の向上、内外の信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考へております。

また、全容解明について、国会への協力についてお述べになりました。

政府といたしましては、既に補てん先の企業名等が公表され、補てんの手法等についても、代表

的な手法や具体的事例について政府より御説明をしてくださる所でございまして、また、大蔵省において証券四社に対する特別検査を実施し、実態把握の状況について、これも真相解明のために中間的な御報告もさせていただいておるところであります。今後とも、政府としては証券会社をめぐる問題の真相解明に向けて努力を怠りません。

また、最後に、新しい監視機構についてお触れになりましたが、先般の行革審答申は、証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、大蔵省に新たに行政部門から独立した八条委員会を設置して、そのもとに独自の事務局を置き、違法行為等に係る強制調査等を実施するものと提言されているところでもあります。この委員会は、両議院の同意により任命される複数の委員によって構成される合議制機関であり、委員は独立して職権を行使することとされるなど、極めて独立性の高い機関になっておるものと思料しております。政府は、答申を最大限に尊重し、今後の検査・監視体制の具体的なあり方を検討してまいる所存でございします。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 和田議員から九点の御指摘がございました。

第一点は、九〇年四月以降の損失補てんについてであります。

大蔵省といたしまして、去る七月十八日、大手

四社に対し特別検査に着手をいたしました。先

日国会に対し、大手四社が二年四月以降におきま

しても損失補てんを行っていたことなど、中間報

告をいたしました。今回の検査結果につきまして

は、まことに遺憾である、深刻に受けとめている

という以上に申し上げる言葉を持ちません。現在

御審議を願おうとしております証券取引法改正を

初めとする諸般の対応策を推進し、失われた証券

市場に対する信頼をいかにして取り戻すが私及

び大蔵省の責任であると厳しく受けとめておりま

す。

また、六十三年九月期から二年三月期までの損

失の出していない顧客に対する補てん例についての

御指摘がございました。

損失が生じていない顧客に対し補てんが行われ

まいります。

また、証券行政の信頼を取り戻すためにいかな

るポイントがという御指摘を受けました。

私といたしましては、これまで本院において御

答弁申し上げてまいりました証券会社、証券市場

をめぐる五項目の問題、この一つずつを謙虚に受

けとめて努力をしていきたいと考えております

が、特に、そのうちルールの明確化の問題につき

ましては通達などの全面的な洗い直しを行いたい

と考えておりまして、通達などのうち法令化すべ

きものについて、その性格に応じ可能な限り法令

化する、通達などのうち自主規制機関の規制にゆ

だねるべきものについては、証券取引所、証券業

協会の規則などに盛り込む、口頭による行政指導

については原則として廃止するといった措置を進

めようとしております。

また、補てんの定義が不明確であるという御指

摘をちょうだいいたしました。

先ほどもお答えをしたところでありますが、本

改正案につきましては、種々多様な行為類型をす

べて網羅することは現実に困難であり、法律に規

定された行為類型の一部でも異なっている場合に

は犯罪にならない、それは法律上の抜け穴を利用

した行為が容易に出現する、こうしたことから、

損失補てん、損失保証の禁止規定を包括的に定め

たわけでありまして、こうした法体系というもの

は他の立法例に見られるところであり、私どもと

してはこれは許されるものと考えております。

また、自主ルールについての御指摘がございま

したが、私どもは、今申し上げましたようなルー

プホールが生じないような、法律上の構成要件と

して明確なものを用意いたしますと同時に、自主

規制団体においては、証券取引の公正円滑化の観

点から、証券業務として正当なものと考えられる

典型的な行為を明示していただくと考えており

ます。自主ルールは、証券会社の行為が正当な業

務行為と認められる範囲で行われたかどうかを判

断する際のガイドラインでありまして、私どもは、

これが市場の公正化に資することを心から願っ

ております。

なお、大蔵省としてこれをそのまま受け入れる

ということではありません。その内容が適当であ

るかどうかにつきましては、法務省とも御相談を

しながら判断していくこととなります。

また、顧客についての罰則についての御指摘が

ございました。

証券会社の顧客につきましては、市場仲介者と

しての公正性に係る義務は負っておりません。ま

た、市場の正常な価格形成機能の保持につきま

しても、証券会社よりはその責任は軽減されるもの

と思います。このため、再発防止策の実効性を確

保するという観点からは、要求して受け取る

といった、証券会社に違法行為を行うよう求める行

為を行った場合に刑事罰を科すことで必要十分と

判断をいたしましたところであります。

また、暴力団との取引についての対策という御

指摘をいただきました。

先刻も御答弁したところでありますが、八月二

十八日、警察庁から金融及び証券取引等における

暴力団の介入排除について各業界団体あて要請を

行いたい旨大蔵省に対しても御要請がありまし

た。大蔵省としても、この御要請の趣旨を受け、

暴力団の介入排除に向けての体制整備に努めるよ

う各業界団体あて指示をしたところでございま

す。私どもとしては、捜査当局による捜査の推移

を注意深く見守ると同時に、今回の取り組みの効

果も注視していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、暴力団対策

法を所管される当局から御助言をいただきながら

政府部内でよく相談し、対応に努めてまいりたい

と考えてます。

また、最後に、私自身の責任のとり方について

の御意見をちょうだいいたしました。

總理から御指示を受け、再発防止に全力を尽くせというお言葉のもとに、現在全力を尽くしておるといふことのみ申させていただきます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表して、証券取引法等の一部改正案について質問いたします。

証券・金融不正事件は、世界トップクラスの銀行、証券会社と事業会社が深く関与した日本資本主義の総汚染であり、不正に動いた資金量の大ささと手口の悪質さにおいて世界に例を見ないものであります。しかも、これらの大企業が暴力団と深くかかわりを持ち、腐敗と不正の大きさと深さを露呈したのであります。これを是正し再発を防止するためには、事件の全容を解明し根本策を立てることが不可欠であり、かつ急務であつて、当面的部分的改正だけで済ませられる問題ではありません。衆参両院における証人喚問などにより真相解明の端緒が開かれましたが、全容解明にはほど遠いものであります。

我が党は、今必要な措置として、野村証券前会長の再喚問や前社長など十名の証人喚問を求めておりますが、これに反対している自民党の態度は国民の要求に著しく反するものと言わなければなりません。總理はまさか全容は解明されたと考えてはいないでしょう。国会で判断すべきことという決まり文句の答弁では済まされません。真相解

明のために、自民党総裁としてこれらの証人喚問の実現に努力されるべきだと思いますが、見解を求めます。

橋本大蔵大臣は証券取引ルールの不明確や検査・監視体制の不備など反省点を述べましたが、パブルをあとより異常な投機をつくり上げた政府の責任や証券業界との癒着など、もっと根本的なところにメスを入れなければ不正の根は絶てません。

そこで、質問します。

日本の証券市場は、安定株主工作による法人買いや時価発行による増資のための発行会社の高株価対策などで異常な投機体質となつた上、四大証券会社の寡占状態による株価支配力など、既に不公正な市場と化してしまつた。これが証券不正事件の基礎にあつたことはだれも否定できません。これについてどう対処するつもりか、答弁された。

特金やファントラの急増が企業のあり余る金を証券市場に流入させ、ただでさえ不公正な証券市場をさらに異常な株価高と異常な投機市場にしたことは歴然としております。これを促進したのが八〇年の国税庁の簿価分離を認める通達であることも明白であります。過剰投機と、それがもたらす大衆投資家の被害を防止する責任を持つ大蔵省が、その大切な時期に逆の政策により異常な投機を助長した責任をどう考えるのか、明確な答弁を求めるものであります。

次に、補てんの問題であります。

四大証券首脳は一樣に、営業特金を解消するたに連達違反を承知で補てんしたと証言しました。まさに通達を平然と無視され続けたのであります。通達に違反しても大蔵省は是認するといふ、癒着体質の反映にはかなりません。さらに、特別検査で、四大証券は九〇年四月以降も四百三十五億円もの補てんを続けていたことが明らかになりました。通達など、あつてなきがごとの状態だったのであります。これは大蔵省が補てんを是認してきたことの何よりの証拠ではありませんか。しかとお答えいただきたい。

証券会社首脳は、補てんは営業特金解消のためのもので証言で弁解しましたが、営業特金の残高がわずかしこ減つていないのは一体どういうことですか。証人としての証言に偽証があつたことを疑わせるものであります。証券局長は営業特金を顧問つきに変えたと弁解していますが、それならばなぜその顧問つき特金で補てんがなされていたのですか。この事実をどう説明するのか、あわせて答弁を求めます。

四大証券に対する特別検査の中間報告は、損失保証、利回り保証があつたかどうかかわらない、株価操縦については認定が困難というのであります。二カ月間も調査してこんな程度では、大蔵省の検査は極めて不十分であり、監視機関としての能力に欠けると言わざるを得ません。總理、大蔵

省にその力があるとお考えですか。答弁を求めます。

次に、暴力団の関与の問題であります。

九月六日の証券特別委員会で、暴力団による東急電鉄株の買い占めに野村証券が深くかかわつていたのでないかと私が質問したのに対し、捜査当局は、協力したという認識を持っていないと答弁しました。巨大証券会社が暴力団と結託して株価操作を行ったという、言語に絶する不正が行われた疑いが濃厚なのであります。にもかかわらず、大蔵省が認定困難などと言っているのは、監督官庁の責任放棄じゃありませんか。法務大臣、監督官庁がこういふていたらくでは、捜査機関が厳正な措置をとる必要があるのではありませんか。

さて、本法案は、損失保証、損失補てん、利回り保証などを包括的に禁止し刑事罰を科すこと、投資顧問会社など第三者を通ずる補てんも禁止し、投資一任勘定取引の原則禁止など、国民の要求に沿うものであります。しかし、その反面、次のような不十分な点と重要な問題点を含んでいるので、以下質問いたします。

まず、補てんの定義であります。政府は、通常のルールに基づいた行為は正当業務行為として罰せられないとしていますが、そのルールは証券取引所や日本証券業協会の作成する自主ルールに任せ、それも法案が成立した後作成されるのであります。罪刑法定主義と、国会は唯一の立法機関であるという憲法の大原則との関係で問題であり

ます。政府は、この際、何が補てんであり、何がそうでないのか、その基準とルールを国会に対し具体的に明らかにすべきではありませんか。

次に、顧客の責任であります。大蔵省の当初案から大幅に後退し、処罰は顧客が要求した場合に限られます。顧客が要求したかどうかをどう確認するのであります。今回補てんを受けた者のほとんどが要求していないと言っていることをかんがみれば、補てんを受けた者の大半が処罰を免れる結果になりはしませんか。これで顧客責任を失効せしめることができますか。

また、罰則の軽さも問題であります。政府は答弁で、証券会社に対しては営業停止など行政的措置の効果が大きいと説明していますが、大蔵省の従来からの証券業界に対する甘い姿勢から、直ちにこれを信ずるわけにはまいりません。罰則を重くし、社会的、法的責任追及の実効性を持たせるべきではありませんか。

政府は、今回の法改正は応急のものとして、近い将来抜本的な制度改正を行うとしています。行政改革の答申では、新設される証券監視機関は国家行政組織法第八条の大蔵省の附属機関であり、その委員も大蔵大臣が任命します。しかも、国会は委員任命の同意権以外にかかりを持ちません。証券不正に対する強力な監視機関とするためには、大蔵省からの完全な独立とともに、国会への報告制度など、国会の監視のもとに置くことが最小限必要であります。行政部門からの独立性、

中立性を踏まえた検査・監視機関の設置を求めた衆議院証券・金融問題特別委員会の附帯決議を初め、新たに設置される監視機関は大蔵省から独立した機関とすべきというのは国民の共通した要求であります。総理の所見を求めます。

最後に、本法案は証券不正再発防止の第一歩にすぎず、引き続き証人喚問など全容解明の努力をなすべきことを強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
○国務大臣(海部俊樹君) 近藤議員にお答えを申し上げます。

今回の不祥事の実態につきましては、政府としても国会審議の場を通じて説明をいたしてきておるところでありますし、引き続きその実態を明らかにするように努めてまいり所存であります。本院においても特別委員会が設置され、真相解明に向け証人喚問を含め審議が行われてきたところと承知いたしておりますが、証人喚問につきましては国会においてお決めいただく問題であると考えております。

また、監視機関について御意見がありました。が、大手四社に対し、七月十八日、一斉に特別検査に着手の後、三年三月期以降の損失補てん状況や損失保証、利回り保証の有無等について、証券会社の膨大な帳簿、書類等をもとに取引の状況を調査し、損失補てん状況について国会に対し中間報告を申し上げたところであります。引き続き、

損失保証、利回り保証の有無等については調査を実施し、鋭意、実態の解明を図っていく所存であります。

最後にお触れになった監視機関の性格の問題であります。証券市場に対する検査・監視体制のあり方については、行革審より答申を受け、その答申においては、大蔵省に新たに行政部門から独立した検査・監視機関の設置が提言されているところであり、この機関は両議院の同意により任命される複数の委員によって構成される合議制機関であり、委員は独立して職権を行使するとされるものと考えます。今後とも、答申を最大限に尊重して体制の具体的なあり方を検討してまいり所存でございます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(橋本龍太郎君) 近藤議員からの御指摘が九点ございました。

まず第一点、日本の証券市場は既に不公正な市場と化していったという御指摘であります。大蔵省といたしましては、これまでも、内部者取引規制、株券等の大量保有の状況に関する開示制度など、市場の透明性、公正性確保のため各般の措置を講じてまいりました。今般の証券会社に係る一連の不祥事態の再発防止の観点からも、現在損失補てんの禁止等を内容とする証券法改正案を国会に御提案申し上げておるわけであります。これにとどまらず、証券会社、証券市場につきまし

て私は五つの問題点を列挙いたしてまいりましたが、その一つ一つを謙虚に受けとめながら、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。また、簿価分離の通達のお話が出てまいりました。御指摘の通達は、金銭の信託一般に係る有価証券の評価に関する取り扱いを定めたものでありまして、金銭の信託をした場合、その信託金の運用として取得した有価証券につきまして、手持ちの有価証券と区分して評価することができるとするものであります。その趣旨は、同一銘柄の有価証券のすべてについて、手持ちの有価証券と金銭の信託に係るものを簿価通算することは実務的に大変であり、実際的でないということから、信託制度と法人税上の取り扱いの調和を図り適正な課税の実現を図ることを目的として、中立的な立場から昭和五十五年に定められたものであります。

その簿価分離が認められております特金、ファントラなどの残高が大幅な伸びを示しましたのは、信託銀行などの運用ノウハウを利用し、かつ投資家の事務負担が軽減できる特金、ファントラの特徴が当時の企業ニーズに合致したものと考えられます。さらに、平成元年末までの株価上昇局面につきましては、金融緩和と景気の着実な拡大などを背景に、法人部門はすべて買い越しとなっておりまして、法人が全員参加した形で株価が上昇しておりました。したがって、御指摘のよ

うな問題とは違ひ、そのように私は理解をいたしております。

また、大蔵省は補てんを是認していたという御指摘がございましたが、そのような事実はございません。

また、営業特金の残高の問題についてお触れになりました。

確かに、顧問なし営業特金の残高はそれほど減少していませんが、元年十二月の通達、事務連絡は、顧問なし特金が売買一任的に運用されていることが損失補てんなどの温床となるおそれがあると考えまして、顧問なし特金の適正化を図る見地から、顧問つき特金に切りかえること及び顧問なし特金の場合には顧客との間で確認書を取り交わすことを指導したものでありまして、必ずしも顧問なし特金口座自体の解消を求めたものではないことは議員御承知のとおりであります。大蔵省としては、顧問なし特金につきましてはこの確認書の受け入れを強く指導してまいりましたが、事務連絡において適正化の期限とした二年十二月末現在におきまして、九九・七％の口座について確認書の受け入れを完了いたしております。

また、顧問つき特金についての御意見もございました。

投資顧問会社に対しては、私どもは独立性の維持確保に努めてまいりましたし、このような努力を踏まえ、平成元年十二月の通達におきまして、いわゆる営業特金について、資産運用の専門

機関たる投資顧問会社との契約に移管するよう指導をいたしました。しかし、今回、顧客との関係等を考慮した親証券会社により多量の投資顧問つき口座に損失補てんが行われましたことは、資産運用の専門機関たる投資顧問会社の独立性の維持確保に向けての取り組みが必ずしも十分でなかったということはそのとおりであります。このような認識のもとに、投資顧問会社の親会社からの独立性をさらに一層確保するため、投資顧問会社が顧客の文書による事前の了解を得ずして親会社と証券取引を行うことを禁止するとともに、人的、資本的な面における親会社からの影響を極力薄めるよう一層指導を強化してまいりたいと考えます。

また、野村の暴力団とのかかわりの問題についての御指摘がございました。

お尋ねの点につきましては、大蔵省としても特別検査において調査を行ってまいったところでありますが、現在までのところ、暴力団関係者による大量の東急電鉄株式の取得と、その後の同株式の株価急騰とを結びつける証拠が得られておりません。野村証券による同株式の売買が、暴力団関係者のためにその株価を高騰させることを意図して行われたとの確証も得られておりません。この問題につきましては、今後とも引き続き調査してまいりたいと考えております。

また、補てんのルールについてのお尋ねがございました。

先刻来御答弁をいたしておりますので、長々と繰り返すつもりはございませんけれども、損失補てんの定義はこれ自体法的に明確なものでありますし、同様のものは他の立法例にもございます。損失補てんの定義と自主ルールは直接的には関係のないものと、そのように思考いたしております。

また、本改正案におきまして、要求とは相手側に一定の行為を求めることでありまして、文書によるか口頭によるかは問いません。また、要求の有無の立証は司法当局においてなされるところであります。客観的な証拠等を踏まえ立証されるものと承知をいたしております。証券会社の顧客につきましては、市場仲介者としての公正性に係る義務を負っておられないこと、市場の正常な価格形成機能の保持についても証券会社と同等の責任を有してはならないこと、こうしたことから、再発防止策の実効性を確保するという観点からは、要求して受け取るといった証券会社に違法行為を行うよう求める行為を行った場合に刑事罰を科すということで必要かつ十分と考えております。

また、罰金額の問題につきましては、先刻来お答えを申し上げてまいりましたように、法制審の御結論を得次第、大蔵省としては改めてその引き上げを御審議いただきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣左藤恵君登壇、拍手〕

○国務大臣(左藤恵君) 近藤議員のお尋ねに対してお答えを申し上げます。

野村証券によります東急電鉄株の取引に關しまし株価操作事件につきましては、東京地検が証券取引法違反の告発を受けて現在捜査中であり、所要の捜査を遂げまして適正に処理するものと、このように考えておるところでございます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 池田治君。

〔池田治君登壇、拍手〕

○池田治君 私は、連合参議院を代表して、ただいま議題となりました証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして、総理及び関係大臣に対し次の質問をいたします。

まず、総理にお尋ねします。

今回の改正案の柱となっている損失保証や損失補てんの禁止、取引一任勘定取引の禁止などの一部改正では、不祥事の再発防止はもろろのことで、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を回復することは不可能であり、問題解決にはほど遠いと思われまふ。総理はこの程度の改正で十分だとお考えになつてゐるのかどうか、まずお尋ねを申し上げます。

次に、法務大臣にお尋ねします。

今回の改正案の罰金は、輕過ぎて、不祥事の再発防止という抑止力には役立ちません。もともと

と、我が国の法律は経済犯に対する罰則規定が軽過ぎると多くの学者や有識者から言われているのに、なぜこのような規定になったのか不可解であります。今回の損失補てんは、現在までに明らかになっている各証券会社の金額を合計すると、二千億を超えることになりました。こんなに多額な経済犯に対して、補てんをした証券会社には罰金百万円以下、顧客には五十万円以下という程度では、何の効果も生じないことを断言してはばかりません。

アメリカの SEC、証券取引委員会の定めたるナルティは、個人に対しては五万ドルまで、法人に対しては十万ドルまで、さらにインサイダー取引におきましては百万ドルまでの制裁金が科せられることになっております。我が国におきましてもこの程度の罰金もしくは制裁金を科さなくては、多額な経済犯に対する抑止効果は上がらないと思いますが、法務大臣の御所見をお伺いいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、大蔵大臣にお尋ねします。

我が国の証券業界は、過去十年間、証券市場の拡大と大蔵省の過保護行政を背景として急成長を遂げ、大手証券会社は世界最大の取引額と資金力を持つほどに急成長しました。この急成長の直接の要因は、我が国の経済が急成長したのに加えて、証券会社の固定的手数料に支えられた超過利益であります。一千億の時価発行増資を引き受け

た証券会社には、三十億円の余の手数料収入がござえます。その上、野村、日興、山一、大和の四大証券会社は五割協定なるものでつくって、どこか一社が引き受け参加できなくても最低五割のシェアは主幹事会社が融通するという、カルテルまがいの協定をして過剰利益を得ていたと言われている。このあり余る利益があったからこそ損失補てんもできたのではないのでしょうか。利益のないところには損失補てんはできません。

そこで、証券会社の過剰利益を縮小して適正な利益を図ることとし、さらに市場における証券会社間の公正な競争を促進させるため、引受手数料を含めた手数料体系を完全に自由化もしくは弾力化すべきであると考えますが、大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

次に重要なことは、大蔵省の証券会社に対する過度の干渉となれ合いを防止するためには、免許制を登録制に切りかえる必要があります。

登録制から免許制に変わったのは、昭和四十年の五月二十八日、証券法改正のときからでございます。当時の証券会社は株式不況で経営の不安定な時期でありました。したがって、登録制から免許制に変えて、大蔵省や日銀が積極的な干渉や支援をする必要があったのであります。日銀は、経営不振で免許制の条件を満たさない証券会社に対しては多額の融資をして条件を充足させ、大蔵省は、証券会社間の合併を勧めて免許の条件を満たしたと言われております。

このような改正当時の経済社会の背景と経済大国となった現在とでは全く異質のものがある中で、免許制に固執する必要はないと思いたします。免許制のもとでは、証券会社に免許を与えた以上、大蔵省は倒産やトラブルを未然に防止する監督責任が出てまいります。そこで大蔵省は証券会社に干渉し、決算指導など経営の根幹についても口出しするようになり、次第に証券会社の自己責任の感覚を麻痺させてきたことも否定できない事実であります。もちろん、このなれ合いを通じて、大蔵省は株式の発行や流通市場をコントロールし、証券経営の安定、ひいては投資家リスクの未然回避に寄与してきたことも事実でございます。

しかし、大蔵行政の範囲は一般投資家や会社には及びません。証券会社を通じてしかコントロールできないのに、証券業界を通じて証券流通全体の問題解決を図ろうとするところに無理があります。また、免許制のもとでは市場への新規参入が事実上不可能であるため、既存業者の既得権益を生みやすい体質になっております。

市場における業者間の競争の促進を図るためにも、現行の免許制を廃止し、一定の資格条件を明確にして、この条件を満たすことを前提として登録制に移すべきではないでしょうか。大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

現在大蔵省が行っている検査制度にも問題があり、これを抜本的に見直す必要があります。

今回の証券不祥事は、我が国の証券市場が不透明であり、公正、公平に機能するルールが確立されていなかったことが大きな原因であります。これに加えて、利益至上主義に陥り、モラルの欠如した企業が存在しているのに、適切な市場監督ができなかった大蔵省の側にも大きな原因と責任があったと言わねばなりません。このような不祥事の再発を防止し公正な証券市場を確立するためには、証券業者の指導行政と市場の監督行政を分割し、大蔵省から独立した第三者機関としての市場監視機関の創設が必要でございます。さらに、その機関には、実効性ある監視行政ができるようにするため、強制捜査権、規則制定権など、準司法的権限を持ったものにすべきだと考えます。

さきに出されました行革審の答申では、私のこの見解と異なる内容の意見書が出されておりましたが、大蔵省はどのようにお考えになるか、お伺いをいたします。

最後に、大蔵大臣は今回の証券・金融不祥事の責任をとって辞任することをほめかされてから、もう二カ月が過ぎようとしております。世間では辞任のタイミングを失したのではないかとささやかれ、国民の大きな関心事となっております。総理・総裁候補として宿望されている有能な大蔵大臣の辞任は国家的損失のようにも思われますが、証券・金融行政の最高責任者として、深くけじめをつけられることもまた重要であると思わ

れます。この証取法の改正が成立した後は辞任されるのかどうか、現在の御心境を国民の前に披瀝されるよう要望して、私の質問を終わります。
(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣(海部俊樹君) 池田議員にお答えをいたします。

政府としては、今般明らになった証券業界の一連の不祥事件の再発を防ぐとともに、国民の信頼を回復するため、ただいま全力を挙げて取り組んでおるところでございます。そのため、直接的かつ緊急の措置として損失補てんの禁止を含む証券取引法の改正法案を国会に提出し、ただいま御審議をお願いしております。

さらに、先般、行革審において「証券・金融の不正取引の基本的な正策に関する答申」が取りまとめられ、抜本的改革のための諸方策が示されたところであります。政府といたしましては、この答申を最大限に尊重し、今回のような不祥事件の再発防止を図るとともに、証券市場の透明性、公正性の向上と、御指摘のような内外の信頼の回復のために全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

残余の質問に関しては関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 池田議員からの御指摘は四点ございました。

第一点は、各種の手数料の関係についてであります。

まず、株式の委託手数料につきましては、その自由化につきまして、行革審答申に沿い、小口投資家への影響等にも十分配慮しながら、資本市場の健全な発展を図る観点から検討を進めてまいりたい、先刻来御答弁を申し上げたとおりであります。また、引受手数料等発行に係る諸手数料は、制度的には発行体と引受証券会社等との間で自由に設定できるものでありますから、大蔵省として、個々の発行について引き受けリスク等を基本に弾力的な決定が行われるよう、今後とも関係者に働きかけてまいりたいと思っております。その他各種手数料につきましても、そのあり方につきましても今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

また、登録制への切りかえという御主張がございました。過去の登録制から免許制に移した経緯は、議員が既に御指摘になりましたとおりであります。しかし、免許制といえども新規参入を抑制するものではありませんし、適格性を有する者に対し参入を認めるべきであることは当然であり、今般の行革審答申の御指摘を受け、今後、免許基準をできるだけ具体化、明確化することを検討して新規参入の促進を図りたいと考えておりますが、こうした措置を講じてもなお十分な成果が期待できないと認められるような場合には、改めて免許制の是非についても中長期的な課題と

して検討してまいりたいと思っております。また、行革審答申について御指摘がございました。

委員の御指摘とは私は多少視点を異にしておりまして、今回の行革審答申、殊にその中で検査・監視体制についての御提言というものは、大蔵省にとりましてはまことに厳しいものであると受けとめております。

答申において提言をされました国家行政組織法第八条に基づく新たな検査・監視機関が、複数の委員から構成される合議制の機関であり、委員の任命について両院の同意が必要であること、独立して職権を行使されること、特定の場合を除き意に反して罷免されることがないこととされるなど、大蔵大臣から個々の職権遂行について指揮・監督を受けない独立の立場に立つ機関となっております。また、その下に専属の事務局を持つと同時に、大蔵大臣のもとに残される検査部門をも統括されることになっておりまして、さらに、これらの検査結果に基づいて大臣に対する勧告、建議を行うこととされております。

この答申の内容というものは、極めて独立性の高いものでありますし、大蔵省として極めて厳しいものと受けとめておりますが、今回の経緯を考えると、この答申を最大限に尊重するといえます。また、この答申を最大限に尊重するといえる基本的な考え方のもと、私どもとして、今後、検査・監視体制の見直しに努力をしてみたいと考えております。

また、私の進退についてお触れをいただきました。大変御心配をかけて恐縮であります。心からお礼を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣左藤恵君登壇、拍手〕

○国務大臣(左藤恵君) 池田議員にお答え申し上げます。

今回の改正案を罰則の法定刑、これは、既存の証券取引法の各罰則の法定刑との均衡等に照らしまして妥当なものであると考えております。

いわゆる法人重課の問題につきましては、現在、法制審議会でも御審議をいただいておりますところでございますが、法制審議会の議論の方向が見定められました段階におきまして、大蔵省からその方向に沿った改正案の御協議がございましたら、これにできるだけの御協力を申し上げる、このように考えているところでございます。(拍手)

○副議長(小山一平君) 三治重信君。

〔三治重信君登壇、拍手〕

○三治重信君 私は、民社党・スポーツ・国民連合を代表して、証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案について、総理及び大蔵大臣に質問を行います。

六十年九月のプラザ合意以来、三カ年余りの間、低金利政策が行われ、またマネーサプライの伸び率が一〇%台と高い水準にありました。その結果、資金が不動産と株に向かい、バブル経済となったのであります。大口法人及び団体等に対す

る損失補てんや暴力団との取引等の証券不祥事、銀行の架空預金、不正融資などの不祥事という、我が国の自由市場経済の根幹を揺るがす大事件が生じたのであります。また、世界に対する我が国の金融・証券市場の信頼を失墜させました。損失補てん先リストの早期公表、国会における証人喚問、参考人質疑を通じて不祥事の実態が相当明らかになったことは、適切な処置であったと考えております。

世界に通用する市場の公正性、透明性等の健全な金融・証券市場をどう確立していくかという視点から、政府にお尋ねいたします。

第一は、今回の改正案には含まれていない検査・監視機関の創設についてであります。

九月十三日の臨時行政改革推進協議会の「証券・金融の不正取引の基本的な政策に関する答申」の趣旨を明年度に実現すると約束できますか。実施に当たり、証券・金融検査委員会の設置と証券会社等の経営検査を分離することは責任所在を不明瞭にするものと思われるが、どうでしょうか。

次に、損失保証、損失補てん等を行った証券会社は一年以下の懲役または百万円以下の罰金、損失保証、損失補てん等を要求し、または第三者をして要求させた顧客は六月以下の懲役または五十万円以下の罰金となっておりますが、罰金刑はいかに軽いのであります。改正案の罰金の量刑は、他の法令との均衡上やむを得ないとの法務省

の見解と説明されております。法務省では、目下、法制審議会で財産刑のあり方について審議が行われており、近く答申がなされることとであります。罰金刑は、行為者と法人等への罰則を切り離し、法人等の罰則を重くする考えと聞いておりますが、刑罰について早急に再改正を考えていると承知してよろしいでしょうか。

世界の三大市場の一つとなった経済大国日本が、世界に通用する市場の公正性、透明性を持った金融・証券市場を持たなくてはなりません。それには、検査・監視機関の独立性を持つことと、罰則の量刑が法人等においてその経営が脅かされるほどの多額の罰金でないと不正行為は防止できないと考えております。この二点は証券・金融業界の改革の眼目であろうと考えますが、いずれも先送りとなっております。総理及び大蔵大臣のこの問題処理の決意をお伺いいたします。

第二は、免許制の改革と手数料の自由化についてであります。

免許制に法改正をしたのは昭和四十年で、業者数二百七十七でした。今日二百十七、このうち五十の外国法人が含まれております。二十六年間に六十社の減、新規免許四件、取り消し一件というのは、余りにも時代の変化に順応がなく、四大証券の寡占化が進み、なれ合いの横行となり、業界の正常化と逆行する方向に進んでおりませんか。新規参入を奨励することが必要でありませんか。銀行業界からの進出を認めたらどうかと思いま

す。金融、証券の相互交流の方向にも役立つと思うが、どうでしょうか。証券と金融、別々の審議会を合併してまとめた刷新策を審議したらどうでしょうか。

ニューヨーク、ロンドン市場のごとく手数料の自由化が行われていたら、今回の損失補てん問題は起こらなかつたらうと言われております。我が国の実際を見るに、手数料は取引量の多寡により幾段階にもわたって低減額が定められておりますから、果たして手数料の自由化で機関投資家や大法人の手数料がどれくらい低くなるか、にわかに断定しがたいのであります。しかし、手数料を大蔵省が一方的に定めていることは、手数料の割引を禁止していることになり、自由競争に反することになります。手数料は標準を証券業協会の自主的規定に任せ、弾力的に運営することが望ましいと考えておりますが、どうでしょうか。

手数料の自由化は、個人投資家に急に大きな負担をかけるよう配慮することが必要と考えます。免許制の弾力的運用及び手数料の自由化について、大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

第三は、行政と証券業界との癒着の是正についてであります。

証券局と四業社社長会、十社社長会の懇談会等、九種類もの懇談会が毎月一回ずつ行われております。これらを廃止して業界との癒着の是正を図らなければなりません。通牒や口頭指示をやめて、取引所や証券業協会の規則と自主ルールの定

め及び検査にゆだねるべきだと思います。

本年七月の大蔵省証券局長から日本証券業協会会長あてに発した「有価証券の取引一任勘定の取引について」及び「証券会社の社内管理体制の強化等について」の二つの通達が出されております。この通達は、いずれも証券業協会が協会の規則として制定実施すべきと考えられますが、どうですか。通達を協会の規則化すべく指導し、実施を図ることが筋と考えるのであります。特に、証券監督者国際機構の七つの行為規範原則の我が国への適用が業界に徹底されれば、国際的にも通用し、信用を得ると考えられるが、どうでしょうか。

次に、暴力団との関係をいかにして絶つか。暴力団は総会屋や寄附依頼から資金力を持ち、株や債権の担保を提供して融資を受け、証券取引に参入しようとしております。名義を変えたり、上層部に直接接触する等、巧妙な手段を用いて投機的証券取引に参入しております。業界における顧客管理を一層厳格化し、特に業界指導者層の暴力団に対する認識をしっかりとしなければなりません。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用について、警察当局と大蔵省及び証券業協会は密接な連携を保つことが必要と考えるが、野村証券の例に徴して、これらが対策を勉強せられたいのであります。指導者の決意が必要と考えるが、総理の所見をお伺いいたします。

第四は、銀行の不正行為の撲滅対策であります。

金融緩和と証券の時価発行による大企業等の投資資金の自己調達等、パブル経済により銀行は土地金融に走り、不動産投資が地上げ屋、ノンバンク等に利用され、首都圏を中心に大都市の土地の暴騰を招き、社会経済に大損害を与えております。今日、都市銀行における架空預金、にせ証券担保等による十億、百億円単位の不正融資が頻発しております。また、信用金庫、ノンバンク等、土地融資の固定化と資金回収難等から経営危機に陥りつつあります。

政府は、預金業務を扱う金融機関について、経営危機が訪れると、政府、日銀一体となってひそかに合併や吸収対策を行って倒産を予防しております。このことが、金融機関は絶対に大蔵省、日銀はつぶさないという経営首脳部の甘えを招いて、経営散漫や不良貸し付けの横行となっており、経営散漫や不良貸し付けの横行となっております。かかる経営者に対し、責任を追及すべきではないでしょうか。また、架空預金やにせ証券担保による不正融資について首脳部の経営責任を追及すべきだと考えますが、大蔵大臣の所見をお伺いします。

パブル経済が終局に向かっていくとき、いつ経営危機が訪れるとも限りません。早く一応のけりをつけたところであります。したがって、残された重要な対策を速やかにとられまして、我が国の金融、証券が経済大国にふさわしい機能を発揮することができるよう御努力されることを特に希望して、質問を終わります。ありがとうございます。

ました。(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇 拍手〕

○国務大臣(海部俊樹君) 三治議員にお答えを申し上げます。

最初に、先般いただきました行革審答申におきましては、大蔵省に新たに行政部門から独立した八条委員会を設置することを含め、新たな検査体制、監視体制を早急に確立する必要があると提言されているところであります。政府は答申を最大限に尊重し、御指摘のとおり、可能な限り早い段階に新たな検査・監視体制について成案を得るよう努力をしております。なお、今後の検討に当たりましては、答申を踏まえて、検査の責任の所在について不明確とならないように十分配慮をしております。

また、罰則にお触れになって、なまぬるいのではないかと御指摘がございました。

証券会社による損失補てんなどのような、いわば企業犯罪と言われる類型の行為に対する法定刑のあり方について、現行の法定刑では不十分であるとの意見がありますことはよく承知をいたしております。この問題は刑事罰全体のあり方にもかかわるものであり、現在行われております法制審議会での議論を踏まえまして、適切に対処をしております。

また、暴力団新法の運用に当たって、警察当局と大蔵省及び証券業界は密接な連携を保つことが必要ではないかとお尋ねがございました。

そのとおりでございますし、また、そのとおりと考えていただいても行っておりますが、今後とも御質問の御趣旨を踏まえて対処してまいりたいと考えます。

さらに、金融機関の不正行為について経営首脳部の責任を追及すべきではないかとお触れになりました。

業務の公共性にかんがみて、最近、金融機関職員の不祥事が連続して発生したことは、御指摘のとおり、まことに遺憾なことでございます。ただ、これらの不祥事は既に告訴されて、司法当局による真相解明が進められております。しかるべき時期において、当該銀行みずからが経営責任を明らかにするものと承知をいたしております。

残余の質問については関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 三治議員からちょうだいいたしました御質問にお答えをいたします。

まず、今回の行革審答申についてであります。が、今回の証券不祥事の反省の上に立ち、非常に厳しい指摘、御提言をいただいております。非常に厳しい指摘、御提言をいただいております。

また、銀行による新規参入についての御指摘がございました。

的な考え方のもとに、今後、各方面の御意見を伺いながら、検査・監視体制の見直しのための検討、準備を広範な視点から具体的に進めてまいり考え方をあります。その際には、委員が御指摘になりましたような責任の所在についても、不明確にならないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

また、第二点目、法制審の答申を受けた後の法人税の罰則に対する取り組みについて御指摘がございました。

大蔵省といたしましては、今後、法制審議会の御議論の結論を踏まえまして、法人の罰金刑の引き上げについての法案を提出させていただきたいと考えております。

また、免許制のあり方についての見直しの視点の御指摘がございました。

国際的な金融自由化の中で、行政が業界の保護育成に重点を置き過ぎたのではないかと御批判があることは十分認識をいたしております。ありまして、こうした認識に立ち、金融制度改革の推進などを通じて適正な競争原理の活用を図るとともに、免許基準についてできるだけ具体化、明確化する方向で見直していきたいと考えております。

また、銀行による新規参入についての御指摘がございました。

するためにも、証券市場における有効で適正な競争を促進する必要があると考えておりまして、本年六月の証券取引審議会、金融制度調査会の報告、答申を踏まえ、銀行による新規参入の問題についても具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、この審議会の統合についての御指摘がございました。

しかし、これは既に議員よく御承知のように、よりよい金融資本市場の構築を目指しております。両審議会でありまして、金融制度調査会におきましては金融制度のあり方の観点から、証券審議会におきましては資本市場のあり方の観点から検討を行っております。その視点が異なっております。本年六月、両審議会におきまして金融資本市場における有効適正な競争を促進すべきという御提言をちょうだいいたしております。大蔵省としては、今後、両審議会の検討結果をも踏まえながら、金融制度改革を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、免許制の弾力的運用及び株式手数料の自由化についてお尋ねがございました。

今回の行革審答申におきましては、積極的に新規参入を図るという観点から、免許基準をできる限り具体化、明確化する方向で見直す必要があると指摘されております。今後、免許基準をできるだけ具体化、明確化することを検討してまいりたいと考えております。また、手数料問題につき

ましても、行革審答申に沿い、小口投資家への影響等にも十分配慮しつつ、資本市場の健全な発展を図る観点から検討を進めたいと考えております。また、四社社長会等についての御指摘がございました。

当局としては、四社に限らず、中堅ないし外国証券会社とも適宜意見交換の場を設けて証券行政についての説明を行い、業界の理解を求めるとしてきたところであります。今後とも必要な場合には円滑な証券行政を推進するための意見交換の場は設けていくと考えますけれども、定例的な会合については行わないことと思っております。

また、自主ルールにもっと大きくゆだねるという御指摘がございました。

先刻来御答弁を申し上げておりますように、現在、通達などの全般的な洗い直しをいたしております。具体的には、通達等のうち法令化すべきものにつきましては、その性格に応じて可能な限り法令化し、自主規制団体の規制にゆだねるべきものにつきましては、証券取引所、証券業協会の規則等に盛り込むと同時に、口頭による行政指導については原則として廃止するなどの検討を進めております。こうした中において自主ルールにより積極的にゆだねてまいりたい、そのように考えております。

また、IOSCOの行為規範原則につきましては、証券取引審議会において御審議を願ひ、去る

六月十九日にIOSCOの行為規範原則の我が国への適用について御報告をいただきました。この趣旨に沿い、この徹底を図ることとしておりまして、適合性の原則に関連し、取引一任勘定取引の禁止を現在お願いしている証券法の改正案の中に盛り込んでおるところであります。その他の提言につきましても、今後、規定の整備等を図ることとしてまいりたいと考えております。

また、金融機関の土地関連融資につきましては、御承知のように今日まで総量規制等を実施してまいりましたが、こうした規制の効果は着実に浸透してきつたと考えておりまして、今後とも、公共性の発揮を求められる金融機関が社会の信頼を損ねることのないよう、その適正な業務運営の確保につき引き続き厳正な指導に努めてまいりたいと考えております。

土地関連融資につきましては、本年一月二十五日閣議決定をされました総合土地政策推進要綱に沿って、適切に対処してまいりたいと考えております。

また、不正融資、銀行における架空預金等についての御指摘がございました。

防止策として特に緊急を要する事務管理体制の見直し、ノンバンク等を利用した協力預金自粛の申し合わせ、他行預金担保融資の厳正化、検査専門委員会の設置につき、既にその具体策を公表いたしております。また、全国信用金庫協会におきましても、同様、ノンバンクを利用した協力預金の自粛、他行預金担保融資の厳正化について所要の措置を講じております。今後も最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(小山一平君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(小山一平君) 日程第一 借地借家法案
日程第二 民事調停法の一部を改正する法律案
(いずれも第百二十回国会内閣提出、第百二十一回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鶴岡洋君。

審査報告書

借地借家法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成三年九月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿
法務委員長 鶴岡 洋

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、借地法、借家法及び建物保護に関する法律を統合した単行法を制定し、現行法の基本的な枠組みである借地権の存続期間、借地・借家契約の更新等の仕組みを見直してより公平なものとするほか、新しい類型の借地・借家関係の創設などの改善を図ろうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

現下の我が国の土地・住宅情勢及び借地・借家の実態等にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 借地・借家制度が国民の極めて多くの世帯と関連を持ち、かつ、人の生活基盤たる住宅そのものにかかわる重要な制度であることにかんがみ、本法の趣旨の周知徹底を図ること。特に、既存の借地・借家に住む国民の不安を払拭するためにも、既存の借地・借家関係には更新等の規定は適用されない旨及び特約で新法を適用させることは無効である旨を、マスコミその他あらゆる方法を通じて周知徹底させること。

二 我が国の住宅需給の現状にかんがみ、総合的

かつ理念ある土地・住宅政策を推進するとともに、特に低所得者・老人等の弱者の安定した居住及び生活を保障する低家賃公共住宅の充実を図るよう努めること。

三 定期借地権及び期限付借家の制度については、同制度が土地及び建物の供給に資するものであるという趣旨を十分生かすことのできるよう、その運用に必要な配慮をするとともに、その旨の周知徹底を図ること。

四 建物滅失の場合の明認方法は補助的手段であることにかんがみ、借地権の登記を含めた借地権の公示制度の検討に努めること。

五 更新拒絶の正当事由につき斟酌するに当たっては、貸主及び借主の使用の必要性が主たる要素で他の要素は補完的に考慮されるものである点において従来と異ならないものであり、特に、財産上の給付の申し出が明文化されたことによりその提供が義務化されたわけではなく、他方その提供のみによって正当事由が具備されるものではないことを周知徹底させるよう努めること。

六 地代・家賃の増減額手続に際しては、民事調停制度の理念に照らし、適正かつ迅速な解決が図られるよう、その趣旨を徹底するとともに、必要な体制を整備するよう努めること。右決議する。

借地借家法案（第百二十四回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを交付する。

平成三年九月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

借地借家法案

借地借家法

（小字及び一は衆議院修正）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 借地

第一節 借地権の存続期間等（第三条―第九条）

第二節 借地権の効力（第十条―第十六条）

第三節 借地条件の変更等（第十七条―第二十一条）

第四節 定期借地権等（第二十二条―第二十五条）

第三章 借家

第一節 建物賃貸借契約の更新等（第二十六条―第三十条）

第二節 建物賃貸借の効力（第三十一条―第三十七条）

第三節 期限付建物賃貸借（第三十八条―第四十条）

第四章 借地条件の変更等の裁判手続（第四十一条―第五十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権の存続期間、効力等並びに建物の賃貸借の契約の更新、効力等に関し特別の定めをするとともに、借地条件の変更等の裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 借地権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。

二 借地権者 借地権を有する者をいう。

三 借地権設定者 借地権者に対して借地権を設定している者をいう。

四 転借地権 建物の所有を目的とする土地の賃借権で借地権者が設定しているものをいう。

五 転借地権者 転借地権を有する者をいう。

第二章 借地

第一節 借地権の存続期間等（借地権の存続期間）

第三条 借地権の存続期間は、三十年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

官 報 (号 外)

(借地権の更新後の期間)

第四条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から十年〇とす^{〇(借地権の更新後の更新期間は二十年)}る。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

(借地契約の更新請求等)

第五条 借地権の存続期間が満了する場合において、借地権者が契約の更新を請求したときは、建物がある場合に限り、前条の規定によるもののほか、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、借地権設定者が遅滞なく異議を述べたときは、この限りでない。

2 借地権の存続期間が満了した後、借地権者が土地の使用を継続するときも、建物がある場合に限り、前項と同様とする。

3 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者が土地の使用の継続を借地権者がする土地の使用の継続とみなして、借地権者と借地権設定者との間について前項の規定を適用する。

(借地契約の更新拒絶の要件)

第六条 前条の異議は、借地権設定者及び借地権者(転借地権者を含む。以下この条において同じ。)が土地の使用を必要とする事情のほか、借地に関する従前の経過及び土地の利用状況並びに借地権設定者が土地の明渡し条件として又は土地の明渡しと引換えに借地権者に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合における

その申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、述べることができない。

(建物の再築による借地権の期間の延長)

第七条 借地権の存続期間が満了する前に建物の滅失(借地権者又は転借地権者による取壊しを含む。以下同じ。)があった場合において、借地権者が残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、その建物を築造するにつき借地権設定者の承諾がある場合に限り、借地権は、承諾があった日又は建物が築造された日のいずれか早い日から二十年間存続する。ただし、残存期間がこれより長いとき、又は当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間による。

2 借地権者が借地権設定者に対し残存期間を超えて存続すべき建物を新たに築造する旨を通知した場合において、借地権設定者がその通知を受けた後二月以内に異議を述べなかつたときは、その建物を築造するにつき前項の借地権設定者の承諾があったものとみなす。ただし、契約の更新の後(同項の規定により借地権の存続期間が延長された場合)にあっては、借地権の当初の存続期間が満了すべき日の後、次条及び第十八条において同じ。)に通知があった場合においては、この限りでない。

3 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者がする建物の築造を借地権者がする建物の築造とみなして、借地権者と借地権設定者との間について第一項の規定を適用する。

者との間について第一項の規定を適用する。

(借地契約の更新後の建物の滅失による解約等)

第八条 契約の更新の後に建物の滅失があった場合においては、借地権者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができ

第二節 借地権の効力

(借地権の対抗力等)

第十条 借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。

2 前項に規定する場合において、借地権者が借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべき建物を築造したときは、借地権設定者は、地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができ

3 前二項の場合においては、借地権は、地上権の放棄若しくは消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れがあった日から三月を経過することによって消滅する。

4 第一項に規定する地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利は、第二項に規定する地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利を制限する場合に限り、制限することができる。

5 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者がする建物の築造を借地権者がする建物の築造とみなして、借地権者と借地権設定者との間について第二項の規定を適用する。

(強行規定)

第九条 この節の規定に反する特約で借地権者に不利なものは、無効とする。

2 前項の場合において、建物の滅失があつても、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があつた日及び建物を新たに築造する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、借地権は、なお同項の効力を有する。ただし、建物の滅失があつた日から二年を経過した後であつては、その前に建物を新たに築造し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。

4 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

(地代等増減請求権)

第十一条 地代又は土地の借賃(以下この条及び次条において「地代等」という。)が、土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の地代等に比較して

不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて地代等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間地代等を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

2 地代等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等を支払うことをもって足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 地代等の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた地代等の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を付してこれを返還しなければならない。

(借地権設定者の先取特権)

第十二条 借地権設定者は、弁済期の到来した最後の二年分の地代等について、借地権者がその土地において所有する建物の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、地上権又は土地の賃貸借

の登記をすることによって、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対して優先する効力を有する。ただし、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに地上権又は土地の賃貸借の登記より前に登記された質権及び抵当権には後れる。

4 前三項の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。

(建物買取請求権)

第十三条 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

2 前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべきものとして新たに築造されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。

(第三者の建物買取請求権)

第十四条 第三者が賃借権の目的である土地上の建物その他借地権者が権原によって土地に附

属させた物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転賃を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原によって土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる。

(自己借地権)

第十五条 借地権を設定する場合においては、他の者と共に有することとなることに限り、借地権設定者が自らその借地権を有することを妨げない。

2 借地権が借地権設定者に帰した場合であつても、他の者と共にその借地権を有するときは、その借地権は、消滅しない。

(強行規定)

第十六条 第十条、第十三条及び第十四条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

第三節 借地条件の変更等

(借地条件の変更及び増改築の許可)

第十七条 建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいては、その借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の

申立てにより、その借地条件を変更することができる。

2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、土地の通常の利用上相当とすべき増改築につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。

3 裁判所は、前二項の裁判をする場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができ

4 裁判所は、前三項の裁判をするには、借地権の残存期間、土地の状況、借地に関する従前の経過その他一切の事情を考慮しなければならない。

5 転借地権が設定されている場合において、必要があるときは、裁判所は、転借地権者の申立てにより、転借地権とともに借地権につき第一項から第三項までの裁判をすることができる。

6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項から第三項まで又は前項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聴かなければならない。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可)

第十八条 契約の更新の後において、借地権者が残存期間を超えて存続すべき建物を新たに築造

することにつきやむを得ない事情があるにもかかわらず、借地権設定者がその建物の築造を承諾しないときは、借地権設定者が地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができない旨を定めた場合を除き、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、延長すべき借地権の期間として第七条第一項の規定による期間と異なる期間を定め、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができ	をしても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡又は転賃を承諾しないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、賃借権の譲渡若しくは転賃を条件とする借地条件の変更を命じ、又はその許可を財産上の給付に係らしめることができる。	5 第三項の裁判があった後は、第一項又は第三項の申立ては、当事者の合意がある場合でなければ取り下げることができない。 6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項又は第三項の裁判をする前に鑑定委員会	申立てがあった場合に準用する。 3 第一項の申立ては、建物の代金を支払った後二月以内に限り、することができる。 4 民事調停法昭和二十六年法律第二百二十二号第十九条の規定は、同条に規定する期間内に第一項の申立てをした場合に準用する。 5 前各項の規定は、転借地権者から競売又は公売により建物を取得した第三者と借地権設定者との間について準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。
2 裁判所は、前項の裁判をするには、建物の状況、建物の滅失があった場合には滅失に至った事情、借地に関する従前の経過、借地権設定者及び借地権者(転借地権者を含む。)が土地の使用を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければならない。 3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の裁判をする場合に準用する。 (土地の賃借権の譲渡又は転賃の許可) 第十九条 借地権者が賃借権の目的である土地の上の建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が賃借権を取得し、又は転借	2 裁判所は、前項の裁判をするには、賃借権の残存期間、借地に関する従前の経過、賃借権の譲渡又は転賃を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければならない。 3 第一項の申立てがあった場合において、裁判所が定める期間内に借地権設定者が自ら建物の譲渡及び賃借権の譲渡又は転賃を受ける旨の申立てをしたときは、裁判所は、同項の規定にかかわらず、相当の対価及び転賃の条件を定めて、これを命ずることができる。この裁判においては、当事者双方に対し、その義務を同時に履行すべきことを命ずることができる。 4 前項の申立ては、第一項の申立てが取り下げられたとき、又は不合法として却下されたときは、その効力を失う。	第二十條 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物を競売又は公売により取得した場合において、その第三者が賃借権を取得しても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡を承諾しないときは、裁判所は、その第三者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、借地条件を変更し、又は財産上の給付を命ずることができ	第二十一條 第十七条から第十九条までの規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。 第四節 定期借地権等 (定期借地権) 第二十二條 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしな
2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の	2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の	2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の	2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の

合においては、その特約は、公正証書による等書面によってしなければならない。

(建物譲渡特約付借地権)

第二十三条 借地権を設定する場合においては、第九条の規定にかかわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者又は建物の賃借人でその消滅後建物の使用又は収益を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきその借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借がされたものとみなす。この場合において、建物の賃借は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(事業用借地権)

第二十四条 第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上二十年以下

として借地権を設定する場合には、適用しない。

2 前項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。

(一時使用目的の借地権)

第二十五条 第三条から第八条まで、第十三条、第十七条、第十八条及び第二十二條から前条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用のために借地権を設定したことが明らかな場合には、適用しない。

第三章 借家

第一節 建物賃貸借契約の更新等

(建物賃貸借契約の更新等)

第二十六条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

2 前項の通知をした場合であっても、建物の賃貸借の期間が満了した後建物の賃借人が使用又は収益を継続する場合において、建物の賃貸人が遅滞なく異議を述べなかったときも、同項と

同様とする。

3 建物の転賃借がされている場合においては、建物の転賃借人がする建物の使用又は収益の継続を建物の賃借人がする建物の使用又は収益の継続とみなして、建物の賃借人と賃貸人との間に

ついて前項の規定を適用する。

(解約による建物賃貸借の終了)

第二十七条 建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から六月を経過することによって終了する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによって終了した場合に準用する。

(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人(転賃借人を含む。以下この条において同じ。)が建物の使用又は収益を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由がある

と認められる場合でなければ、することができない。

(建物賃貸借の期間)

第二十九条 期間を一年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。

(強行規定)

第三十条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

第二節 建物賃貸借の効力

(建物賃貸借の対抗力等)

第三十一条 建物の賃貸借は、その登記がなくても、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

2 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。

3 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

(借賃増減請求権)

第三十二条 建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の

官 報 (号 外)

借賃に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて建物の借賃の額の増減を請求することができ。ただし、一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

2 建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをもって足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 建物の借賃の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃の支払を請求することができ。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた建物の借賃の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を付してこれを返還しなければならない。

(造作買取請求権)

第三十三条 建物の賃貸人の同意を得て建物に付加した畳、建具その他の造作がある場合には、

建物の賃借人は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了するときに、建物の賃貸人に對し、その造作を時価で買取り取るべきことを請求することができる。建物の賃貸人から買ひ受けた造作についても、同様とする。

2 前項の規定は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了する場合における建物の転借人と賃貸人との間について準用する。

(建物賃貸借終了の場合における転借人の保護)

第三十四条 建物の転賃借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによつて終了するときは、建物の賃貸人は、建物の転借人にその旨の通知をしなければならない。その終了を建物の転借人に對抗することができない。

2 建物の賃貸人が前項の通知をしたときは、建物の転賃借は、その通知がされた日から六月を経過することによつて終了する。

(借地上の建物の賃借人の保護)

第三十五条 借地権の目的である土地の上の建物につき賃貸借がされている場合において、借地権の存続期間の満了によつて建物の賃借人が土地を明け渡すべきときは、建物の賃借人が借地権の存続期間が満了することをその一年前まで

に知らなかった場合に限り、裁判所は、建物の賃借人の請求により、建物の賃借人がこれを知った日から一年を超えない範囲内において、土地の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

2 前項の規定により裁判所が期限の許与をしたときは、建物の賃貸借は、その期限が到来することによつて終了する。

(居住用建物の賃貸借の承継)

第三十六条 居住の用に供する建物の賃借人が相続人なしに死亡した場合において、その当時婚姻又は縁組の届出をしていないが、建物の賃借人と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にあった同居者があつたときは、その同居者は、建物の賃借人の権利義務を承継する。ただし、相続人なしに死亡したことを知つた後一月以内に建物の賃貸人に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、建物の賃貸借関係に基づき生じた債権又は債務は、同項の規定により建物の賃借人の権利義務を承継した者に帰属する。

(強行規定)

第三十七条 第三十一条、第三十四条及び第三十五条の規定に反する特約で建物の賃借人又は転

借人に不利なものは、無効とする。

第三節 期限付建物賃貸借

(賃貸人の不在期間の建物賃貸借)

第三十八条 転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物を一定の期間自己の生活の本拠として使用することが困難であり、かつ、その期間の経過後はその本拠として使用することとなる場合において、建物の賃貸借をするときは、その一定の期間を確定して建物の賃貸借の期間とする場合に限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条の規定を適用しない。

2 前項の特約は、同項のやむを得ない事情を記載した書面によつてしなければならない。

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第三十九条 法令又は契約により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことが明らかの場合において、建物の賃貸借をするときは、第三十条の規定にかかわらず、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を定めることができる。

2 前項の特約は、同項の建物を取り壊すべき事由を記載した書面によつてしなければならない。

第五十三条 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件

の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は謄写については、記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、この限りでない。

2 民事訴訟法第五百十一条第四項の規定は、前項の記録について準用する。

(費用の特例)

第五十四条 民事訴訟法第四百条(第二項中同法第八十九条から第九十四条までの規定を準用する部分を除く。)の規定は、第十九条第四項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。)の場合に準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建物保護に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 建物保護に関する法律(明治四十二年法律第四十号)
- 二 借地法(大正十年法律第四十九号)
- 三 借家法(大正十年法律第五十号)

(旧借地法の効力に関する経過措置)

第三条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)第九条第二項の規定の適用については、前条の規定による廃止前の借地法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(経過措置の原則)

第四条 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、附則第二条の規定による廃止前の建物保護に関する法律、借地法及び借家法の規定により生じた効力を妨げない。

(借地上の建物の朽廃に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の朽廃による消滅に関しては、なお従前の例による。

(借地契約の更新に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に設定された借地権に係る契約の更新に関しては、なお従前の例による。

(建物の再築による借地権の期間の延長に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に設定された借地権に

ついて、その借地権の目的である土地の上の建物の滅失後の建物の築造による借地権の期間の延長に関しては、なお従前の例による。

2 第八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

(借地権の対抗力に関する経過措置)

第八条 第十条第二項の規定は、この法律の施行前に借地権の目的である土地の上の建物の滅失があつた場合には、適用しない。

(建物買取請求権に関する経過措置)

第九条 第十三条第二項の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

2 第十三条第三項の規定は、この法律の施行前に設定された転借地権については、適用しない。

(借地条件の変更の裁判に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした申立てに係る借地条件の変更の事件については、なお従前の例による。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可の裁判に関する経過措置)

第十一条 第十八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

(建物賃貸借契約の更新拒絶等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にされた建物の賃貸借契約の更新の拒絶の通知及び解約の申入れに関しては、なお従前の例による。

(造作買取請求権に関する経過措置)

第十三条 第三十三条第二項の規定は、この法律の施行前にされた建物の転賃借については、適用しない。

(借地上の建物の賃借人の保護に関する経過措置)

第十四条 第三十五条の規定は、この法律の施行前に又は施行後一年以内に借地権の存続期間が満了する場合には、適用しない。

(不動産登記法の一部改正)

第十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項中「又ハ」を「若クハ」に、「定アルトキハ」を「定アルトキ又ハ借地借家法(平成三年法律第 号)第二十二条ノ定アルトキハ」に改め、同項に後段として次のように加える。

尚地上権設定ノ目的ガ建物所有ノモノナル場合ニ於テ其建物ガ同法第二十四条第一項ニ

規定スル事業ノ用ニ供スルモノナルトキハ其旨ヲモ記載スルコトヲ要ス

第百十一條に次の一項を加える。

借地借家法第二十二條ノ定アル地上權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同條後段ノ書面ヲ、同法第二十四條第一項ノ地上權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同條第二項ノ公正証書ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス但登記原因ヲ証スル書面ガ執行力アル判決ナルトキハ此限ニ在ラズ

第百三十二條第一項中「登記原因ニ」の下に「建物所有ノ目的」を加え、「トキ又ハ」を「トキ若クハ」に、「許シタルトキハ」を「許シタルトキ又ハ借地借家法第二十二條、第三十八條第一項若クハ第三十九條第一項ノ定アルトキハ」に改め、同項に後段として次のように加える。

尚登記原因ニ建物所有ノ目的ノ定アル場合ニ於テ其建物ガ同法第二十四條第一項ニ規定スル事業ノ用ニ供スルモノナルトキハ其旨ヲモ記載スルコトヲ要ス

第百三十二條第一項の次に次の一項を加える。

第百三十一條第三項ノ規定ハ借地借家法第二十二條、第三十八條第一項若クハ第三十九條第一項ノ定アル賃借權又ハ同法第二十四條第一

項ノ賃借權ノ設定ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

第十六條 罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「借地法第二條」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第三條」に、「かかはらず、これを」を「かかわらず、」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「因つて」を「よつて」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第十七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八條の四第五項中「借地法(大正十年法律第四十九号)及び借家法(大正十年法律第五十号)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(国有財産法の一部改正)

第十八條 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條第五項中「借地法(大正十年法律第四十九号)及び借家法(大正十年法律第五十号)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(相続税法の一部改正)

第十九條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「借地法(大正十年法律第四十九号)を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に、「左に」を「次に」に、「こえ」を「超え」に、「定」を「定め」に、「こえる」を「超える」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の十四第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第十三條」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第十二條」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十一條 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第七項中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)」に改める。

(接取不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第二十二條 接取不動産に関する借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第三條第六項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第二條」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第三條」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二十三條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第十三條(土地所有者等の先取特權)」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第十二條(借地權設定者の先取特權)」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第二十四條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第八條ノ二第一項、第二項若しくは第五項、第九條ノ二第一項(第九條ノ四において準用する場合を含む。)(又は第九條ノ三第一項(第九條ノ四において準用する場合を含む。))」を「借地借家法(平成三年法律第 号)第十七條第一項、第二項若しくは第五項(第十八條第三項において準用する場合を含む。)、第十八條第一項、第十九條第一項(同條第七項において準用する場合を含む。)(又は第二十條第一項(同條第

五項において準用する場合を含む。」に改める。

第九条第二項第四号中「借地法第十四条ノ二」を「借地借家法第四十一条」に改め、同項第五号中「借地法第十四条ノ三第一項」を「借地借家法第四十二条第一項」に改める。

別表第一の一三の項中「借地法第十四条ノ二」を「借地借家法第四十一条」に、「借地法第八条ノ二第二項」を「借地借家法第十七条第二項」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)
第二十五条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条」を「借地借家法(平成三年法律第号)第二条第一号」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二十六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条」を「借地借家法(平成三年法律第

号)第二条第一号」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第二十七条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第号)」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十八条 地価税法(平成三年法律第号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条(借地権の定義)」を「借地借家法(平成三年法律第号)第二条第一号(定義)」に改める。

審査報告書

民事調停法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成三年九月二十六日

法務委員長 鶴岡 洋

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宅地の地代及び建物の家賃についての紛争を調停をもって迅速かつ適正に解決することを促そうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

現下の我が国の土地・住宅情勢及び借地・借家の実態等にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 借地・借家制度が国民の極めて多くの世帯と関連を持ち、かつ、人の生活基盤たる住宅そのものにかかわる重要な制度であることにかんがみ、本法の趣旨の周知徹底を図ること。特に、既存の借地・借家に住む国民の不安を払拭するためにも、既存の借地・借家関係には更新等の規定は適用されない旨及び特約で新法を適用させることは無効である旨を、マスコミその他あらゆる方法を通じて周知徹底させること。

二 我が国の住宅需給の現状にかんがみ、総合的かつ理念ある土地・住宅政策を推進するとともに、特に低所得者・老人等の弱者の安定した居住及び生活を保障する低家賃公共住宅の充実を

図るよう努めること。

三 定期借地権及び期限付借家の制度については、同制度が土地及び建物の供給に資するものであるという趣旨を十分生かすことのできるよう、その運用に必要な配慮をすることともに、その旨の周知徹底を図ること。

四 建物滅失の場合の明認方法は補助的手段であることにかんがみ、借地権の登記を含めた借地権の公示制度の検討に努めること。

五 更新拒絶の正当事由につき斟酌するに当たっては、貸主及び借主の使用の必要性が主たる要素で他の要素は補充的に考慮されるものである点において従来と異ならないものであり、特に、財産上の給付の申し出が明文化されたことによりその提供が義務化されたわけではなく、他方その提供のみによって正当事由が具備されるものではないことを周知徹底させるよう努めること。

六 地代・家賃の増減額手続に際しては、民事調停制度の理念に照らし、適正かつ迅速な解決が図られるよう、その趣旨を徹底するとともに、必要な体制を整備するよう努めること。
右決議する。

民事調停法の一部を改正する法律案（第二百二十回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成三年九月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

（小字は衆議院修正）

民事調停法の一部を改正する法律案

民事調停法の一部を改正する法律

民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条、第二十四条の三」に改める。

第二章第一節中第二十四条の次に次の二条を加える。

（地代借賃増減請求事件の調停の前置）
第二十四条の二 借地借家法（平成三年法律第号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすること

なく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。
（地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条件）
第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条件に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条件を定めることができる。

2 前項の調停条件を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
第三十一条を次のように改める。
（商事調停事件について調停委員会が定める調停条件）
第三十一条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。
第三十三条中第二十七条から第三十一条までを「第二十四条の三及び第二十七条から第三十条まで」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行前に訴えが提起された場合における借地借家法（平成三年法律第号）第十一條の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお従前の例による。

3 改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても、適用する。
4 商事の紛争に関する調停事件又は借家法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める借賃の増減の請求に関する調停事件でこの法律の施行前に改正前の第三十一条第一項（改正前の第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

【鶴岡洋君登壇、拍手】
○鶴岡洋君 ただいま議題となりました二法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、借地借家法案は、借地法、借家法及び建物保護に関する法律を統合した単行法を制定し、現行法の基本的な枠組みである借地権の存続期間、借地借家契約の更新等の仕組みを見直してより公平なものとするほか、新しい類型の借地借家関係を創設するなどの改善を図ろうとするものでありまして、その主な内容は、普通借地権の当初の存続期間を三十年、更新後の存続期間を十年とすること、借地借家関係の解消の要件である正当事由を明確にすること、更新のない定期借地権の制度を認めること、更新のない定期期限の借家の制度を導入すること等でありま。

また、衆議院におきまして、借地権の更新後の存続期間を十年としていたのを、最初の更新に限り二十年とする等の修正が行われております。次に、民事調停法の一部を改正する法律案は、宅地の地代及び建物の家賃についての紛争を調停をもつて迅速かつ適正に解決することを促そうとするものでありまして、その主な内容は、地代及び家賃についての紛争がある場合に、原則として調停を経なければ訴訟を提起することができないとする調停前置主義をとることとするものであります。

なお、衆議院におきまして、調停委員会の決定に従う旨の当事者の書面による合意は、調停申し

立ての後にされたものに限るものとするとの修正が行われております。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、公聴会を開催し、土地問題に関する特別委員会との連合審査を行うとともに、新法制定の必要性、普通借地権の存続期間の根拠、正当事由中の立ち退き料の意義、定期借地権の利用可能性、民事調停の今後の体制づくり等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、両案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しては、既存の借地借家関係には更新等の規定は適用されないことの周知徹底を求めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小山一平君) これより採決をいたします。

まず、借地借家法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小山一平君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、民事調停法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小山一平君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

出席者は左のとおり。

議長	土屋 義彦君
副議長	小山 一平君
議員	

常松 克安君	寺崎 昭久君
山口 光一君	片上 公人君
針生 雄吉君	今泉 隆雄君
足立 良平君	星野 朋市君
木庭健太郎君	西川 潔君
猪木 寛至君	田辺 哲夫君
高橋 清孝君	中川 嘉美君

白浜 一良君	及川 順郎君
下村 泰君	鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君	斎藤 文夫君
矢原 秀男君	鶴岡 洋君
刈田 貞子君	小西 博行君
板垣 正君	中野 鉄造君
太田 淳夫君	和田 教美君
広中和歌子君	井上 計君
山田 勇君	井上 孝君
前田 勲男君	黒柳 明君
峯山 昭範君	高桑 栄松君
中西 珠子君	三木 忠雄君
田淵 哲也君	三治 重信君
田中 正巳君	加藤 武徳君
大島 慶久君	真島 一男君
関根 則之君	吉川 芳男君
上杉 光弘君	野村 五男君
藤田 雄山君	西田 吉宏君
成瀬 守重君	田村 秀昭君
前島英三郎君	永田 良雄君
永野 茂門君	野沢 太三君
平野 清君	秋山 肇君
二木 秀夫君	木宮 和彦君
大塚清次郎君	守住 有信君
狩野 明男君	山岡 賢次君

石原健太郎君	石井 一二君
大河原太一郎君	大木 浩君
岡部 三郎君	梶原 清君
柳川 覺治君	宮澤 弘君
高木 正明君	谷川 寛三君
沢田 一精君	田代由紀男君
仲川 幸男君	伊江 朝雄君
服部 安司君	長田 裕二君
世耕 政隆君	林田悠紀夫君
井上 吉夫君	遠藤 要君
後藤 正夫君	岩崎 純三君
斎藤 十朗君	小野 清子君
久世 公堯君	中曾根弘文君
松浦 孝治君	清水嘉子子君
須藤良太郎君	木暮 山人君
鎌田 要人君	片山虎之助君
鹿熊 安正君	陣内 孝雄君
井上 章平君	石川 弘君
石渡 清元君	合馬 敬君
尾辻 秀久君	香掛 哲男君
竹山 裕君	岡野 裕君
大浜 方榮君	大城 眞順君
松尾 官平君	向山 一人君
森山 眞弓君	倉田 寛之君
宮崎 秀樹君	青木 幹雄君

石井 道子君	関口 恵造君	安恒 良一君	久保 亘君
福田 宏一君	松浦 功君	粕谷 照美君	赤桐 操君
村上 正邦君	藤井 孝男君	対馬 孝且君	浜本 万三君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君	大森 昭君	菅野 久光君
大鷹 淑子君	岡田 広君	佐藤 三吾君	篠崎 年子君
野末 陳平君	大島 友治君	谷畑 孝君	山田 健一君
原文兵衛君	初村滝一郎君	星川 保松君	高崎 裕子君
中西 一郎君	平井 卓志君	日下部禮代子君	吉田 達男君
中村 太郎君	山東 昭子君	磯村 修君	林 紀子君
下条進一郎君	井上 裕君	吉川 春子君	堂本 暁子君
喜岡 淳君	西野 康雄君	森 暢子君	深田 肇君
阪 正敏君	村田 誠醇君	新坂 一雄君	近藤 忠孝君
紀平 悌子君	種田 誠君	諫山 博君	菅野 壽君
岩本 久人君	肥田美代子君	大淵 絹子君	竹村 泰子君
北村 哲男君	前畑 幸子君	井上 哲夫君	高井 和伸君
櫻井 規順君	西岡瑠璃子君	神谷信之助君	春脱タケ子君
小林 正君	谷本 巍君	梶原 敬義君	久保田真田君
会田 長栄君	清水 澄子君	上野 雄文君	栗森 喬君
三石 久江君	野別 隆俊君	池田 治君	山中 郁子君
庄司 中君	千葉 景子君	橋本 敦君	福岡 知之君
一井 淳治君	田淵 勲二君	青木 薪次君	野田 哲君
山口 哲夫君	細谷 昭雄君	笹野 貞子君	乾 晴美君
鈴木 和美君	松前 達郎君	吉岡 吉典君	市川 正一君
穂山 篤君	小川 仁一君	八百板 正君	田 英夫君
稻村 稔夫君	村沢 牧君	糸久八重子君	瀬谷 英行君

山田耕三郎君	中村 鋭一君	千葉 景子君	栗村 和夫君
立木 洋君	小笠原貞子君	大蔵委員	大蔵委員
上田耕一郎君	海部 俊樹君	文教委員	文教委員
内閣総理大臣	左藤 恵君	厚生委員	厚生委員
法務大臣	橋本龍太郎君	農林水産委員	農林水産委員
大蔵大臣	吹田 悞君	労働委員	労働委員
内閣公安委員	会委員長	辞任	辞任
政府委員	大蔵省証券局長	辞任	辞任
大蔵省証券局長	松野 允彦君	辞任	辞任

議長の報告事項
去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
喜岡 淳君 補欠 谷本 巍君
栗村 和夫君 補欠 千葉 景子君
地方行政委員
下条進一郎君 補欠 山本 富雄君
法務委員
山本 富雄君 補欠 下条進一郎君

千葉 景子君 補欠 栗村 和夫君
大蔵委員 補欠 大蔵委員
文教委員 補欠 文教委員
厚生委員 補欠 厚生委員
農林水産委員 補欠 農林水産委員
労働委員 補欠 労働委員
辞任 補欠 辞任
石井 道子君 補欠 岩崎 純三君
木暮 山人君 補欠 山東 昭子君
陣内 孝雄君 補欠 佐々木 満君
藤田 雄山君 補欠 川原新次郎君
決算委員
辞任 補欠 辞任
佐々木 満君 補欠 陣内 孝雄君
田代由紀男君 補欠 木暮 山人君
三石 久江君 補欠 三重野栄子君

議院運営委員

辞任 補欠

三重野栄子君 三石 久江君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員

辞任 補欠

西野 康雄君 高井 和伸君

栗森 喬君 高井 和伸君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

国際平和協力等に関する特別委員会

委員長 後藤 正夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 沢田 一精君 (後藤正夫君の補欠)

理事 会田 長栄君 (会田長栄君の補欠)

科学技術特別委員会

理事 三上 隆雄君 (竹村泰子君の補欠)

国際平和協力等に関する特別委員会

理事 板垣 正君

理事 岡野 裕君

理事 鈴木 省吾君

理事 田村 秀昭君

理事 佐藤 三吾君

理事 谷畑 孝君

理事 矢田部 理君

理事 木庭健太郎君

理事 吉川 春子君

理事 井上 哲夫君

理事 田淵 哲也君

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

老人保健法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会提出、第百二十一回国会衆議院送付)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規模に関する質問主意書(既正敏君提出)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案における自衛隊の参加規模に関する質問主意書(既正敏君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一

選択議定書(個人通報制度)批准に関する質問主意書(本岡昭次君提出)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

谷本 嶺君 喜岡 淳君

千葉 景子君 栗村 和夫君

地方行政委員

辞任 補欠

菅野 壽君 三石 久江君

法務委員

辞任 補欠

斎藤 十朗君 平野 清君

栗村 和夫君 千葉 景子君

下条進一郎君 石原健太郎君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

栗村 和夫君 千葉 景子君

佐藤 三吾君 國弘 正雄君

三石 久江君 篠崎 年子君

文教委員

辞任 補欠

中西 珠子君 針生 雄吉君

厚生委員

辞任 補欠

篠崎 年子君 菅野 壽君

農林水産委員

辞任 補欠

喜岡 淳君 谷本 嶺君

運輸委員

辞任 補欠

八百板 正君 佐藤 三吾君

通信委員

辞任 補欠

平野 清君 斎藤 十朗君

労働委員

辞任 補欠

國弘 正雄君 八百板 正君

予算委員

辞任 補欠

針生 雄吉君 中西 珠子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石原健太郎君 斎藤 十朗君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任 補欠

太田 淳夫君 針生 雄吉君

土地問題等に関する特別委員

辞任 補欠

高井 和伸君 栗森 喬君

正敏君 西野 康雄君

証券及び金融問題に関する特別委員

辞任 補欠

中野 鉄造君 太田 淳夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 北村 哲男君 (千葉景子君の補欠)

同日次の議案は、去る二十五日発議者から撤回の申出があり、厚生委員会においてこれを許可した。

廃棄物の適正処理等に関する法律案 (浜本万三君外五名発議 (参第一号))

同日、去る十八日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。

廃棄物の適正処理等に関する法律案 (浜本万三君外五名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

借地借家法案(第百二十回国会開法第八二号)審査報告書

民事調停法の一部を改正する法律案(第百二十回国会開法第八三号)審査報告書

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

栗村 和夫君 補欠

三石 久江君

地方行政委員

辞任

三石 久江君 補欠

法務委員

辞任

石原健太郎君 補欠

下条進一郎君

平野 清君 斎藤 十朗君

國弘 正雄君 八百板 正君

篠崎 年子君 栗村 和夫君

商工委員

辞任

倉田 寛之君 補欠

川原新次郎君

通信委員

辞任

斎藤 十朗君 補欠

平野 清君

八百板 正君 國弘 正雄君

労働委員

辞任 補欠

川原新次郎君 倉田 寛之君

予算委員

辞任 補欠

斎藤 十朗君 石原健太郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4302
定 価	本号一部 三円
（税）	三円を合す